

令和4年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和4年9月7日 午前10時00分 開会  
午後 4時47分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

**横井議員** 皆さん、おはようございます。朝から、ちょっと胃にくることかも知れませんが、頑張りますので、よろしく願います。

では、これより議長のお許しをいただきましたので、質問席のほうに移動して発表します。頑張ります。

**川村議長** 2番、横井晶行議員。

**横井議員** 2番の横井です。

皆さん、水道代が値上がりする、市民の皆様の間で依然ささやかれているのです。そのことは、前回、6月議会の状況下と全く同じ現状でございます。県域水道一体化に参加する、参加しない、この議論で、もう後戻りができない重大なる決断の時期も迫っているのが事実でございます。皆さん、私はあえてこの時期、重大だからこそ、あえてしつこく県域水道一体化の現状、その2を一般質問を行う次第でございます。皆さん、そのことは、こうして議会のお場をお借りして、市民の皆様が葛城市を知る権利を行使するものでございます。

さて、その前に、前回の一般質問の要約を先に述べておきます。前回6月、県域水道一体化概要の現状を専門用語を入れず、分かりやすく、議会で、映像配信、広報での公式な説明を求めた次第でございます。

質問として、まず、県域水道一体化とは何か、基本的なところから入りました。答えは、奈良県では水道一体化を推進し、奈良県と関係市町村などを統合し、令和7年度から県域水道企業団として事業開始を予定しているということでした。つまり、水道事業は、従来どおり市営事業でいくか、それとも県営事業に入るか、二者択一を今年度中に迫られているものでございます。私の質問として、現状での市水、自己水ですね。自己水と県水の割合はという質問をしました。答えは、県水受水量は約2割から3割であるということです。大事なポイントです、これが。

さらに、私の質問としては、県域水道一体化に参入した場合の利点です。利点になります。利点の1番、水質の安定・安定供給化です。2番、災害時の即時対応化、3番目、水道施設の計画的更新化になります。4番目になります。施設の効率的維持管理化です。今、利点を

述べました。当然欠点があります。県域水道一体化に参入した場合の欠点です。欠点の1番目、水道料金の統合効果が見られない。大事なポイントです。2番目、市内の水源を水道水として使用できなくなる、これも大事なポイントです。次、3番目入ります。緊急時、地理的に、即対応時間が遅れる懸念があるということです。つまり、6月、この時点、このように一長一短があり、今後、県域水道一体化調査特別委員会にて、その議論を一層深める必要性があると強調したものでございます。

さて、この6月の一般質問以降に、県域水道一体化調査特別委員会協議会も行われ、その結果の是非を踏まえて、5W1H、いつ、どこで、誰が、何をどのようにしたか、プラスアルファ、専門用語を使わない。ゆっくり丁寧に、私、横井に語るのではなく、市民の皆さんに直接語るような感じで、令和4年9月7日、今日現在の現状の説明をお願いいたします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** おはようございます。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、奈良県広域水道企業団設立準備協議会におけます会議の開催状況につきましてですが、本年6月6日に開催されました関係団体の首長を委員として組織する協議会以降は、主に部長級で組織する幹事会、課長級で組織する全体作業部会は一度も開催されてございません。専門分野ごとに具体的な調査、検討、素案の作成などを行う担当者レベルでの専門部会は、次のように開催されております。6月27日に第8回システム共同化部会が開催され、ネットワークの環境とシステムインフラの検討がされました。7月21日に第6回業務共同化部会が開催され、水道メーターの検針サイクルの統一について検討されました。7月25日に第9回システム共同化部会が開催され、料金調定システム構築仕様に関する情報提供がございました。8月19日に第10回システム共同化部会が開催され、企業団財務会計仕様と機能要件大項目比較について検討されました。8月31日に第9回財政運営部会が開催され、料金体系と基本方針のたたき台について協議されました。

次に、本市に設置していただいている県域水道一体化調査特別委員会につきましてですが、6月23日に委員会が開催され、上下水道部より、第3回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の資料、今後のスケジュール、水道事業認可変更業務の説明を行い、協議願いました。また、葛城市区長会会長から、葛城市長宛てに提出されました県域水道一体化に関する陳情書の報告をいたしました。直近では、8月23日に協議会が開催され、当初、県営御所浄水場などの視察を予定しておりましたが、コロナ感染拡大により調整ができませんでしたので、御所浄水場のパンフレットなどを配布いたしました。また、区長会会長より提出された陳情書の取扱いについて報告し、認可変更業務の説明を行い、協議願いました。さらに、各委員より、一体化への参加、不参加を判断するための論点や疑問点などをご提示いただき、次の委員会で上下水道部より説明し、協議をお願いすることとなっております。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 皆さん、さらに、確認の意味で、とても大事なことを追加で質問します。葛城市として、水道施設台帳の整備はされてますか。いかがでしょうか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。水道施設台帳とは、水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理が行えるよう、水道事業者が作成保管するもので、言わば水道施設のカルテと言えるものです。水道施設台帳は、図面及び調書として整備されます。本市におけます整備状況ですが、まず、管路図面につきましては、マッピングシステムにより整備しております。このシステムは、合併時に両町独自の運用であったものを平成24年度に統合し、運用を開始しているものでございます。施設平面図につきましては、紙ベースにより整備しています。調書につきましては、管路、施設ともエクセルで整備しています。この調書及び図面の記載事項に変更があったときは、速やかにこれを訂正しなければならないとされておまして、本市におきましては毎年度更新しております。

以上でございます。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 皆さん、今、ただいま、この発表が葛城市としての公式見解であり、公式発表でもあるのです。皆さん、やはりとても大事なことは、あえて市民の皆さんにこうして知っていただきたかったのです。私は、市民の皆さんとともに市民第一の葛城市を目指し、皆様のととても大切な声を、必ずや声を声にいたし、皆様からのご要望にこれからもお応えしていく次第でございます。どうもありがとうございました。

**川村議長** 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 皆さん、おはようございます。日本共産党の谷原一安です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。今回、3点質問がございます。

1つは、下水道およびし尿処理について質問してまいります。先ほど横井議員のほうから、葛城市民にとって、直面する大きな問題として、水道事業、県域水道一体化の問題がございます。実は、この問題に関わって、奈良市がどうなるかということが、今、注目されているわけですが、第三者委員会をつくって、8月末までに奈良市が公開で議論をしております。配付資料も、その発言の要点筆記も全て奈良市のホームページで公開されておりますけれども、それを見ますと、下水道料金についても、実は、焦点を当てて話していることがございまして、これまで葛城市の県域水道一体化議論の中で、この問題について全く考えてもなかったものですから、本日は確認のために葛城市の下水道事業、特に下水道料金について伺いたいと思っております。

2つ目ですけれども、通学路の安全確保および高齢者等の用水路転落防止策について伺います。これも1度、これまで一般質問したところでありまして、その後の進捗状況や問題点について質問したいと考えております。

3つ目は、道の駅かつらぎ建設事業に伴う裁判の終結によって、一応今、葛城市が提起した3つの裁判、和解等を通じて終結いたしておりますし、相手方が反訴として訴えた件も大体終息してきておりますので、道の駅かつらぎ建設事業に係る訴訟、この終結において、総

括、このことについてお伺いしたいと思っております。

以上、3点お伺いいたします。

これよりの発言は質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

**川村議長** 10番、谷原一安議員。

**谷原議員** それでは質問させていただきます。

まず葛城市の下水道事業に関わってお伺いいたしますけれども、葛城市の下水道料金、これは市民の方からどのようにして徴収されているのでしょうか。下水道料金として徴収されているのか、または上下水道合わせた料金として徴収しているのか、このことについてお伺いいたします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

ご答弁申し上げます。下水道使用料は、本市水道事業に委託し、水道料金とともに徴収をお願いしています。ですので、徴収方法は水道料金と同じく、口座振替、納入通知書での振込、集金などとなります。また、下水道の使用水量及び使用料金につきましては、水道メーター検針時にお渡しする水道使用量のお知らせに水道と下水道とに区分して記載をさせていただいております。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。上下水道料金を一括して口座引き落としなどしているということでございます。我が家の通帳を見ましても、2か月に1度水道料金として引き落とされていますけれども、そこには下水道料金も合わせた料金として引き落とされていると。したがって、葛城市民の方が、近隣都市から葛城市内に転入してこられて、葛城市は大変水道が、料金が安いというのは、言ってみれば上下水道料金合わせたものとして捉えておられるということがよく分かります。そこで伺いたいんですけども、葛城市の水道料金、これは奈良地域の28市町村の中で最も安い水道料金であるという、これはよく知られたことなんですけれども、下水道料金はどうなっているのか、これは他市の比較のためになりますので、ひと月20立方メートル使用する場合の葛城市の下水道料金は、奈良県の12市、葛城市を含む12市の比較において、どのような水準になっていますでしょうか、お伺いいたします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。本市は累進使用量制を採用しておりますので、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系となっております。1立方メートル当たり使用料金の税込み金額は、1立方メートルから300立方メートルまでが88円、301立方メートルから750立方メートルまでが176円、751立方メートル以上が242円となっております。一般的なご家庭で、1か月20立方メートルをご使用になられた場合の下水道使用料は、税込みで1,760円となります。これは、県内12市の中では一番安い金額となっております。一番高い市では3,080円、また、葛城市を除く県内11市の平均におきましては、2,647円となっております。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 下水道料金も県内で一番安いということになっているということでありました。そこで伺います。これは上下水道料金として徴収されているわけでありまして。そこで、先ほどあった、ひと月20立方メートルで、大体比較されているようですので、このひと月20立方メートルの上下水道料金として、奈良県内12市における料金はどうなっているのでしょうか。また、葛城市はどの位置にあるか、これについてお伺いいたします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。上下水道料金につきましても、一般的なご家庭における料金は、県内12市では一番安い金額となっております、1か月20立方メートルご使用で税込み4,060円となります。一番高い市では7,194円、葛城市を除く県内11市の平均は6,604円となっております。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 上下水道料金も当然、最も安くなるということでありまして。私も、これは奈良市のほうがそういうデータを出しましたので拝見いたしましても、最も高いのは宇陀市です、12市の中で、7,139円となっておりますから、葛城市の4,060円というのは半額近いんです。葛城市に次いで安いのが五條市となっていました。その五條市が5,962円ですから、最も安い葛城市は2番目に安い五條市と比べても、約2,000円近く、3分の2の上下水道料金となっているわけです。私は、これは大変なことを見過ごしていたと思いました。実は先ほど紹介しました奈良市でどういう議論が行われているかといいますと、奈良市は学識経験者と市民代表、議会代表、そして市長や担当の企業局長が参加して、奈良市県域水道一体化取組事業懇談会というものをおよそ8月まで5回開催して、先ほど言いましたように、全てこれを公開しております。私も一度傍聴に参りました。そこで第3回目の懇談会で配付された資料の中に、先ほどから質問しております県内の上下水道料金、これを比較したものを出しております。これはホームページにもいまだに掲載されておりますから、皆さんもぜひご覧になっていただけたらと思うんですけども、その中で見ますと、これは大淀町と葛城市は、これは27の市町村の統合において、セグメント会計ということで別になっていますから、この奈良市の資料の中にはその比較は入っておりません。25市町村の比較の中で、奈良市は上下水道料金が下から6番目に安い。そういう位置づけになっております。水道料金は県内3番目に安いんですが、下水道料金が高いために、上下水道料金になると、県内で6番目に安い。ところが、県域水道一体化になりますと、この25の市町村は統一料金になります。それで、上下水道料金を出しているわけです、奈良市は。そうすると、奈良市は県内で2番目に高い上下水道料金になるんです。しかも、現行では最も高い高取町が、水道料金を統一すると、最も上下水道料金が安くなるという大変な逆転現象が起こるわけです。それで、奈良市はこれを問題にして、奈良市にとって統合に参加するのはメリットがないと、だから、県に対しても、奈良市はセグメント会計にしてくれという要望を出しているわけです。つまり、この下水道料金も

併せて、県水道一体化について、奈良市は、突っ込んで議論をしております。当初奈良市は覚書の段階で、上水道だけでなく下水道も一体化してくれという要望を出しておりました。しかし、それは、期限の問題もあって上水道だけの議論に今、なっているわけですが、これについては奈良市も一貫して、このことを主張しておりますから、葛城市にとってもこれは、今後の議論の推移をしっかりと見ておかなければならないと私は考えております。

ちょっと話が横道にそれましたけれども、質問を続けます。葛城市の下水道料金、これはどのように決めておられるのか、このことについて伺います。水道料金は給水原価と供給単価を見て決めておりますけれども、下水道料金をどのように決定されているのか、このことについて伺います。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。合併いたしまして、葛城市となった以降におきましては、消費税率改正に合わせた改定のみで、使用料金値上げの改定は一度も行っておりません。下水道使用料の設定は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、下水道事業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされております。使用料改定を行う場合は、最終的に条例改正が必要となります。葛城市下水道条例第25条におきまして、使用料の徴収の規定がございます。その部分の改正が必要となっております。

使用料改定までの一般的な手順を申し上げますと、まず、財政計画を策定し、使用料改定案を策定します。その内容は、財務、経営分析、排水需要の予測、財政シミュレーション、使用料の改定率の設定、使用料体系の設定、料金表の確定となります。また、そのプロセスにおきましては、第三者を交えた会議に諮り、議会に説明し決定していくのが通例でございます。そして条例改正案を上程し可決をいただく、同時に、市民への周知を図った上で使用料改定の実施となります。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 財政計画を立てて財務経営分析を行い、将来のシミュレーションもしながら、経営が健全かつ適正に行われるような形で料金を設定すると。その決定に当たっては先ほどありましたように、第三者の意見も聞きながら議会で議決していくということでありました。ただし、本定例会の初日に代表監査委員から指摘がありましたように、下水道会計には葛城市の一般会計からかなり多額の繰出金、一般会計からいうと繰出金を入れております。上水道については、これはもう全くの独立採算になって、一般会計からは出ておりませんが、この点について、経営の問題について指摘をされておりましたけれども、いずれにしても、葛城市におきましては、市民の福祉向上のために、下水道料金も大変低く抑える経営をこれまでやってこられております。私は、こうした葛城市の下水道事業が、引き続き葛城市の事業として安定的に推移することを願っております。この点については、確認ということですので、ここまでに質問をとどめさせていただきます。

では、次の質問に移ります。下水道事業は、いわゆるトイレの水洗化ということで、分か

りやすく言うと、市民にとってはそういう事業になるわけですが、葛城市の下水道普及率は県内でも高い普及率ですし、さらには水洗化率も高いものとなっております。しかしながら、いまだに汲取りをしている家庭もありますし、それから浄化槽を使用して、そこから出る汚泥の問題もあります。この汲取汚泥については、過去には瀬戸内海に投棄しておりましたけれども、これは法律で禁止されることとなって、これについては、海洋投棄は禁止されておるわけですが、そこで伺いますけれども、この葛城市のし尿及び浄化槽汚泥の処理、これはどのようになっているのでしょうか。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

ご答弁申し上げます。大和高田・御所・香芝・葛城の4市と、上牧・王寺・河合・広陵の4町により、し尿及び浄化槽汚泥を共同して処理する目的で設立されております奈良県葛城地区清掃事務組合が、平成15年4月から御所市で稼働、運営しているアクアセンターに搬入処理しております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。4市4町共同事業として、御所市におきまして、アクアセンターで処理をしているということでありました。共同事業でありますから、この4市4町がそれぞれ分担金を出して、そして、奈良県葛城地区清掃事務組合の一般会計として事業を行っているわけですが、令和2年度の葛城市一般会計決算において、この奈良県葛城地区清掃事務組合に支払っている分担金、これは幾ら支出していますでしょうか。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ご答弁申し上げます。奈良県葛城地区清掃事務組合分担金は、同組合規約に定める次の経費について、規約に定める負担割合により算出するものとされておりまして、令和2年度は、清掃事務組合運営経費が541万6,152円、し尿運搬経費799万3,651円、施設維持管理経費2,886万8,484円、し尿処理施設等補修費基金積立金547万2,367円、そして、施設整備関係経費2,800万9,210円の合計7,575万9,864円でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。今、分担金の内訳とともに紹介していただきました。その内訳の中に、施設の補修のための積立基金というものがありまして、500万円余り、その分担金の中にそれが入っているということでありました。全体では7,500万円余りの分担金を奈良県葛城地区清掃事務組合に支払っているということでもあります。

さて、一般会計の予算及び決算は、事務組合の組合議会で審議、議決、承認されているのでありますけれども、執行部は、4市4町の中の首長において、この管理者が選任されているわけでありまして。阿古市長も、副管理者として、本年度は執行部の中におられるわけですが、一方、組合のほうはどうなっているかと申しますと、この葛城市議会からは議長と、それから厚生文教常任委員会の正副委員長、3名がこの組合議会の議員として出ております。4市4町、ほかの市町村からも、議会代表として一定の定数でこの議会を構成しているわけでありまして。



さて、私は厚生文教常任委員会の副委員長になりましたので、なってから、前回及び、それから8月に、この奈良県葛城地区清掃事務組合の議会に出席いたしました。その議論の中で、この分担金に関わる、つまり、葛城市にとっては一般会計から支出することになる、この分担金に関わることについて、この奈良県葛城地区清掃事務組合の執行部の側から、提案がされておりました。まだこれは議案ではないんです。提案として皆さんの意見を聞くということで審議があったわけですが、それはどういう提案かということでありまして。これはちょっと葛城市の一般会計に関わってくることになると思いますので、質問したいと思うんですが、今、処理施設として先ほどありましたアクアセンターという本体があります。ところが、このアクアセンターを御所市に誘致するに当たって、やっぱり地元の方にとっては大変な施設でありますから、地元還元施設を造るということで、皆様ご存じのとおり、かもきみの湯、それからごろごろ広場、あるいは地域の方には水道がまだ設置されていない地域がありましたので、その水道を設置するなど、幾つかの条件をつけて、このアクアセンターが御所市に建設されたわけでありまして。その施設の補修のために、積立基金をつくって、当初は毎年3億円、現在は毎年1億円積み立てているわけです。4市4町の分担金の中から毎年積立金をしている。先ほどありました、葛城市は500万円余り、分担金の中の500万円余り、積立金を積み立てて、アクアセンターと、それからかもきみの湯、ごろごろ広場などの還元施設についての補修をその基金から出すということで、当初30億円をめどに積み立ててきたと。その期限が来たんですけれども、実はもう既にその30億円の中から、23億円使っておりまして、つまり、かもきみの湯の補修とか、ごろごろ広場の補修、遊具も1億円をかけて改修しているわけです。1億円の遊具ですから、昨日も柴田議員のおっしゃったように、葛城市からも遊びに行きたいほどの遊具があるんです。そうやって還元施設に多額に補修も含めて費用を払っておりますので、そのために今、7億円しかない。今後アクアセンター本体の補修が発生してまいります。だいたいもう年月がたってきておりますから。そうすると、そのお金をどう捻出するかという議論になってくるわけです。この先日出てきました案では、これまでの、要は施設の補修の積立基金、これはアクアセンターと、還元施設に出す目的であったけれども、今後、この基金の支出は、還元施設のみの補修等に使うと。じゃあ本体のアクアセンターはどうするんだと。それは一般会計から支出してもらおうとなっているんです。ところが一般会計からそんな支出するような余裕はありません。そのために基金を積み立ててきているわけですから。ですから、今後もしそういうことがあれば、葛城市の分担金が、負担が大きくなるのではないかと私は考えました。そのときの、管理者は御所市長でありますから、御所市長のほうから、実は、ごろごろ広場、御所市の観光施設として充実させたいと。だからバーベキューサイトなども作って観光客を呼び入れたい。つきましては、そのお金も、できたら、この奈良県葛城地区事務清掃組合から出してもらえないでしょうかというふうなことをおっしゃったものですから、私はそこで意見を言いまして、ちょっとそれは違うんじゃないですかと。本来、御所市の事業としてやるものを、どこまで、じゃあ還元施設として今後、見ていくことになるのか。これまではどうだったのか。こういうことをきちっと総括していただきたいというふうに意見を申し上げたわけでありまして。私

は、今後、これがテーブルにのっていますから、4市4町の構成する議会で話をされます。葛城市議会では議論できません、決めるのは4市4町で決めるわけですから。その決まったことを葛城市は受けるということになってしまいます。しかし、私は議会代表として、議会から充て職で行くわけですけれども、そこで、4市4町の組合議会の中で、責任を持って議決するという、そこまで私、付託されているのかなど、個人的には責任を痛感するわけですから、今後、この問題、やはり、葛城市議会だけでなく葛城市と一体になって、葛城市としての方針を明確にした上でこの組合議会に当たっていくということが、私は必要なんじゃないかなと考えております。そこで、まず、管理者になっておられる阿古市長にお尋ねしたいんですけども、この基金の使途目的を変更する、そうしたことが議論のたたき台として、今、執行部から出てきたわけですけれども、葛城市長としてのご認識はどうか、お伺いしたいと思います。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 令和5年度以降のし尿処理施設等補修費基金についての案につきまして、4市4町の首長会議で検討の案が、過日組合議会で紹介されたものでございます。本市議会からも組合議会にご出席いただいておりますので、ご協議をよろしくお願ひしたいと存じ上げております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今のお立場は、要は4市4町で構成される、首長によって構成されるいわゆる事務組合の執行部としての見解なんですよ。私が申し上げているのは、葛城市長については、御所市長もそうなんですけども、この葛城市民の利益を守るべき市長の立場と、言ってみれば4市4町のこうした中で運営していかなければならない立場と、2面があるわけですよ。だから今のようなご答弁だったんだろうと思いますけれども、私はぜひ、今後とも、厚生文教常任委員会等におきましても、この分担金の在り方、このし尿処理の在り方、これについては、今後議論していくべきだと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、この件についての質問は終わります。

続きまして、通学路の安全確保および高齢者等の水路転落防止についてお伺ひいたします。用水路の転落事故によって救急車を呼ばなければならない、大けがをされる方がおられるということで、過去に一般質問いたしました。そこで質問いたしますけれども、この1年間の、葛城市内の用水路、側溝への転落事故によって、救急車が呼ばれて救急搬送した件数、これについて伺ひます。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。よろしくお願ひします。

救急搬送の数ということでございます。令和3年9月から令和4年8月の1年間で、9件ございます。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。これはもうほんま、救急搬送されたということですから、搬送されない転落事故などもたくさんあるわけですけれども、しかし、けがをされての搬送になり

ますので、大変なことだと思います。この点について、過去、質問しまして、葛城消防署と連携を取って、定期的に、その件数を把握して、繰り返しそうした事故が起こるところについては、ガードパイプの設置など安全対策を取ってほしいということで、その旨、努めておられると聞いておりますけれども、先ほどおっしゃった、あるいは昨年1年間でいいですけども、ガードパイプ等を設置して対策を取った件数は、幾つあるでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。

直近1年間についてなんですけど、水路転落事故の現場での対策箇所はございません。ただ令和3年度としましては、市内8か所を設置しておりまして、事故に係る分は1か所となっております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。転落箇所についての対策、直近1年間にはないけれども、令和3年度には8か所ということでございました。さて、用水路にガードパイプなどを設置する場合には、地元大字の区長及び水利関係者と調整する必要がございます。これについて、調整は一体どこがやっておられるのか、これについて、調整主体がどこがやっておられるか、この点についてお伺いしたいと思います。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。

地元水利組合等々の調整ということでございます。防護柵の工事を施工する際には、建設課から、土地改良区、水利組合、地元大字等に説明させていただいております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。用水路に設置する場合は、例えば露払いなどの泥上げが、ガードレールとかガードパイプを設置すると、しにくいとか、あるいは田畑のトラクターの取り回しのときに困るとか等がありまして、やはりそこはちゃんと調整しなければならないということで、建設課が行っておられるということでありました。ところが、これはちょっと耳の痛い話なのかと思っておりますけれども、今年の5月に、区長に相談せずにガードパイプを建設課が設置したと。その後、農業者や近隣住民からクレームが出てきたので、一旦設置したガードパイプを撤去したということがございました。その旨、市民の方から、私のところへ連絡があったんです。私は、それで区長の方にお伺いしたら、いや、そういう設置について相談はなかったと。だからこういうことになったんだという説明があったんです。なぜそのようなことが起きたか、調査しておられますでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。

ご質問の防護柵設置の件につきましては、確認させていただきます。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ぜひ確認して、ご報告もいただきたいと思うんですけれども。私は議員になって以来、内

部統制の確立ということをご事あるごとに申し上げてまいりました。内部統制というのは、職員を統制するというのではなくて、これは地方自治法が改正されましたけれども、その改正の中で、地方がこれから人口減少になると。行政の効率化を図るとともに不正をなくしていくと。そのために、行政上の問題が起こることについて、起これば、ちゃんと調査して再発防止、ルール化をして、そのルール、手順を踏んで、効率的、適正に業務を進めていく。これが内部統制という考え方なんです。それを強化していきましょと、これが改正自治法の趣旨だったわけでありま。中核市や政令指定都市は義務化されておりますけれども、葛城市のような小さい都市は、これは努力義務であって、なかなか私は進んでないということをおもうわけでありまけれども。先ほど、ガードパイプの設置、これ、なかなか進まないのはやっぱり地元の調整なんです。調整せずに勝手につけたらこんなことまで起きるわけですから、これをきちっとルール化して、手順化して、こういう間違いが起きないようにしてほしいとおもうわけでありまけれども。これについては、ぜひ調査結果についても改めて報告していただきたいと思いま。質問を元に戻しま。

次に、通学路の安全確保についてどのように取り組んでおられるか伺いま。

**川村議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願いいたしま。

毎年7月頃に、各校のPTAから学校を通じまして、教育委員会に問題箇所、要望箇所を上げていただいております。その後、高田警察署、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、葛城市の建設課、生活安全課、学校教育課、教育総務課、各学校の代表者を構成メンバーといたしま通学路安全合同会議を開催いたしまして、対策につきまして、各関係機関の調整を行います。また、会議では、過去に指摘された箇所につきまして、対策が完了しているかにつきましても協議いたしま。10月頃には、2回目の通学路安全合同会議を開催いたしまして、各関係機関から、対策実施の可否や対策時期、対策方法などにつきまして、報告を受け、問題箇所、要望箇所の安全対策を実施いただいております。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。昨年度、そうやって改善要望として上がってきた箇所で、実際に改善した箇所は何か所ございまでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。

点検箇所と上がっている分の実績数についてということございま。平成元年度に水路転落危険箇所として改善要望が上がっているのは5件、対策実績数は3件でした。令和2年度は新型コロナウイルスの感染症のため、通学路点検を実施しておりません。令和3年度は改善要望が3件、対策実績は2件です。令和4年度は改善要望が4件です。対策については、これから、現場確認、協議を経まして、対応することとなります。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。要望があったものについては、できるところが進んでいっているということは分かりました。その際、先ほど出た水路の転落防止についての危険箇所のことですけれども、これは先ほど来言っています地元区長及び水利関係者の調整が不可欠となっておりますけれども、この通学路の安全対策合同会議、そこで上がってきたものについての地元調整、これはどこがやっておられるのか、お伺いします。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。

防護柵を施工する建設課で調整を行うこととなっております。水路転落防止の防護柵の場合は、地元区長、土地改良区、水利組合の同意の上で施工となります。

なお、農地等の耕作者、近隣住民の方と調整を地元区長、関係役員とともに行うこととなります。通学路安全合同会議後、速やかに事業着手可能となるためにも、事前に、地元区長等と相談の上、協力を求めているところでございます。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。調整については、建設課が主体を持ってやっていくということのご答弁でありました。必ず間違いのないようにしっかりやっていただけたらと思っております。

さて、その際よく出てきますのは、なかなか水利関係者から協力を得られないということも伺います。この点について少し問題提起をしたいと思っております。用水路転落による事故に対して、近年、管理者に損害賠償請求を求める訴訟が増加しております。そのために農林水産省は、令和2年の3月に、農業用排水路における安全管理の手引、これは非常によくできたものですが、それを発行して、防護柵などのハード面の対策、ポスターや啓発などのソフト面の対策、そして事故が起きたときの対応、それから事故に対して増加している損害賠償請求に対する対応、こうしたことについて、本当に項目等も細かく手引を作っているんです。訴訟リスクがあることから、これは土地改良区に対して出されているパンフレットなんですけれども、土地改良区が管理している水路については、損害賠償保険の加入を勧めております。全国で、平成28年度の時点で約半数の全国の土地改良区がこの損害賠償保険に入っているようであります。つまり、管理者の責任が問われる時代になってきているんです。水利関係者は確かに農作業上いろいろ問題があって、これをつけないでくれということもあるでしょうけれども、事は命の問題になります。落ちた場合の自己の管理責任が問われるということになるわけですから、これについて、私は、葛城市がもっと計画的に、安心して通行できる道、先ほどありましたように、この1年でも9件、転落事故で救急搬送されているんです、市内の方が。大けがをされて、大腿骨骨折などをされる方もおられるわけです。高齢者の方ではその機会に寝たきりになるということもあるわけで、まだ命が、失われるというところはなっておりますけれども、これは、安心して葛城市民が道を歩けるように、まちづくりをしていくという面からも、ハード面だけでなくソフト面も含めて、計画的に用排水路の転落防止策を葛城市として推進していくべきと考えますけれども、市長の見

解を伺います。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員ご指摘の土地改良区、水利組合等の水路の賠償リスクと申しますか、訴訟リスクについては、その内容を確認いたしました。農業用水の水路につきましては、もう市内至るところにございまして、かなりのリスクが、土地改良区の方にあるという認識でございます。水路等の管理責任者のところのものによって違う。例えば、1級河川等、そういう県道側道につきましては、奈良県が管理リスクを負う。葛城市においては普通河川、市道路の側溝、雨水溝、それも市が所有のものでは葛城市が管理責任を負う。水利組合は先ほど言いましたので、もう水路等全般に含まれますので、かなりのリスクがあると思います。それと大和平野の土地改良区においては、吉野川分水の水路等は、そこが責任を負う。また、住宅敷地内、個人のもは所有者、開発事業地の悪水の部分につきましては、開発業者が責任を負うと。ですので、例えば、柵の設置について、土地改良区もしくは水利組合の了解をいただかないといけない部分について、市の管理責任がどこまであるのかというのは、これはまた検討する余地があるのかなと思います。

市の意思だけで設置できるものについては、あくまでこれは市の訴訟リスクを100%負うものであるという理解をしておりますが、その辺の細かい部分の調査と申しますか、検討はする必要があるのかなと思います。ただ水路全般に全てに柵をつけるということは、物理的にも無理でございますので、特に通学路につきましては、危険箇所につきましては、先ほど教育部理事の方が、発言がございましたシステムがございまして、そのシステムにのっとって危険箇所の柵の設置というものは、随時進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 私、先ほど農林水産省のパンフレットを紹介しましたがけれども、そこには非常に極めて懇切丁寧な手引があります。今、市長おっしゃいましたけれども、訴訟リスクについては、本人の不注意だということで、基本的には責任を問われないことも多いんですけども、責任が問われているのは、何度も落ちる、明らかに危険、ずっと指摘されているけど改善されていない、そこで落ちた場合には敗訴していることが多いんですよ。だから先ほど言いましたように全てのところに防護柵をつけるなんて予算上できませんから、農林水産省はソフト面、これは学校での子どもたちへの授業での啓発、あるいはポスター、様々な方法で危険を周知するという事も含めて、対策を計画的に取っていきましょうということでもありますから、ぜひこの面について、葛城市も検討していただけたらと思ひまして、申し上げました。この点についての質問はこれで終わっておきます。

最後に3番目の質問になります。道の駅かつらぎ建設事業を巡る訴訟について、先ほど申し上げましたけれども、終息に向かっております。そこでお伺いしますが、訴訟に関わって葛城市の一般会計から支出したもの、あるいは、今後、相手方から損害賠償金を受けたりして、収入になるもの、その結果について簡単にご説明をお願いします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

前回の谷原議員の一般質問でお答えしておりますように、道の駅かつらぎの関連訴訟として、葛城市及び葛城市土地開発公社に関連する訴訟は6つありますが、住民監査請求に基づく損害賠償請求事件の損害賠償請求金額は、630万4,869円、370万4,400円、2,500万円とそれぞれ3つの返還請求を行っており、その合計金額は3,500万9,269円となっております。これまで市として、訴訟費用に支出した合計金額は2,100万7,755円となっております。

なお、今後の訴訟に係る支出見込額については、まだ継続中の案件もございますので、具体的な答弁は差し控えさせていただきます。

次に、民事調停法第17条決定による収入金額につきましては、630万4,869円、また、370万4,400円となっており、この金額の合計金額、1,000万9,269円が、関係者から市に支払われる予定でございます。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 訴訟費用はまだ今後とも増える可能性があるということですが、約2,100万円。損害賠償金として入ってくるが約1,000万円ということで差引きすると、1,000万円出ていくという形でありました。この間の裁判にかかる職員の大変な負担も含めて、非常に大きな負担がかかったわけでありまして。つまり、一旦大きな問題が起きますと、住民監査請求、あるいは住民訴訟等いろんな問題で大変費用がかかるということになるわけですが、それで、私は、先ほど言いました内部統制の観点から、今後に生かすために1つお伺いします。1つですが、損害賠償請求裁判の1つは架空道路工事による違法な公金支出でございました。架空道路工事ということは、道路は造られてないんですよ。造られてないけど公金が支出された。なぜ支出されるかという、竣工検査書が偽造されたんです。工事請負の場合は、ちゃんと工事がなされているか、竣工検査員が竣工検査をして、そして竣工検査書を発行してそれを添付しないと、会計から支出されません。これ、竣工検査書を偽造されたら、どんな悪いこともできるわけですよ。あるいは物品の納入もそうです。納品書と届いた品物を照らし合わせて検収を行うと。検収作業をやって、確かに納品書どおり物品が収まっていると。ここを曖昧にするといろんな不正が起きるわけです。それで、私はこれは非常に重要な問題だということで、一般質問もいたしました。あるいは原課にも要望を出しました。この原因を調査して、私は再発防止がぜひ必要だと思うんですけれども、この点について、原因を調査して、あるいはどのような再発防止策を立てているか、これをお伺いしたいと思います。

**川村議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。葛城市におけます竣工検査の状況、また、再発防止についてでございます。竣工検査につきましては、以前は、技術担当の課長補佐であるとか、事業担当課の部長職、もしくは課長職と一般職の技術吏員と2名体制で竣工検査に当たっておりました。しかしながら、令和4年度、本年度からは、竣工検査の体制の見直しを行いまして、工事発注担当部の職員は検査には参加させず、ほかの部の

職員が検査を行うとしておりまして、また、高額な工事につきましては、部長職と課長職の者と、そして技術吏員の3名体制で行っております。また、基本的には部長職もしくは課長職と技術吏員のうち、2名体制で竣工検査を行っております。工事における竣工検査のさらなる資質の向上に努めておるところでございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** よろしく申し上げます。国の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく適正化指針の中には、この竣工検査の在り方についてかなり詳しく指針を出しております。ほかの部署から行くと、何を検査していいかわからないなんていうことも起きますから、マニュアル表とか点検表などもちゃんと作ってやる。あるいはそのついでに業者評価、実際の工事がどうだったか、その品質がどうだったか、業者評価も併せてやる、そんなことも取組として、国が求めているわけでありまして。引き続いて、この竣工検査の在り方、向上するようにはぜひご努力をお願いしたいと思います。

続いて2つ目、お伺いします。道の駅かつらぎ建設事業の裁判が起こされた根本の原因は、もともとの不正はどこから発生したかということ、社会福祉法人の土地を事業用地として確保する、その代替地として提供した土地から、産業廃棄物が出てきたということでありまして。これをめぐって、不適正なやり方で、社会福祉法人に便宜を図ったことで、様々な不正が行われたわけですが、根本は、そもそも葛城市の土地開発公社が代替地として提供した土地から産業廃棄物が出たと。この件については相手方が裁判で訴えて、葛城市の土地開発公社は、最高裁判所まで行きましたけれども、4,077万円余りの、この代替地の土地代金に上限とする損害賠償金を葛城市土地開発公社は支払う、こういうことが確定しております。それで、私はこの件について、過去にも一般質問でありました、ほかの議員もされていますが、普通は三者契約ですよ。だから、葛城市は紹介するけど、三者契約で、この代替地を売った元の地権者と社会福祉法人の間の契約なんです。だから、そこに瑕疵があったら、社会福祉法人は元の地権者に損害賠償請求するものなんです。ところが、この件については、なぜか葛城市が元の地権者から代替地を購入して、購入したものを更に社会福祉法人に売り渡すと、そうなっておりますから、社会福祉法人が葛城市の土地開発公社を訴えたということになるんです。でしたら私は、これは確定したわけですから、葛城市土地開発公社が、元の地権者に、損害賠償を求めるべきだと。恐らく売買契約には瑕疵担保がついていると思いますよ。これをぜひ請求していただきたいと思うわけですが、この点について葛城市土地開発公社の理事長である副市長にお伺いしたいと思います。

**川村議長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 土地開発公社についての答弁は差し控えさせていただきます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 土地開発公社の答弁については、市と異なった団体ですから、答弁を控えるということですが、葛城市の土地開発公社の定款によりますと、第3条に、公社の設立団体は、葛城市とすると。そして公社には次の役員を置くということで理事10名、その中で理事長を選ぶわけですが、監事2名、これを置くわけですが、その任命は誰がするかということ、これ



は葛城市長であります。市長が、葛城市が、設立して、そして理事も監事も全て葛城市長が任命すると。私は、これ、もし、葛城市土地開発公社が元の地権者に、契約に従って、瑕疵担保責任を相手に求めなかったら、背任行為ですよ、明らかに。だから、市長はどう思うのか。もし、葛城市の土地開発公社、私はやるべきだと思いますけれども、その指導責任は市長にあると思いますけれども、市長のご答弁をお願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 土地開発公社は別法人になりますので、ここで葛城市の土地開発公社の議論はするべきではないと思っております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 道の駅かつらぎ建設事業は、市の事業です。そして、市の委託を受けて先行取得をしています。過去に、これは西川弥三郎元議員が、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、ここで、委託契約があったんじゃないですかと。つまり、用地取得について、葛城市や、葛城市土地開発公社と委託契約を結んでいるでしょうという追及をされています。そうであるならば、これ、市長に責任があるわけですから、そんな答弁は私は許されないと思います。

時間が来ましたから、ですけれども、私は、この問題について、やっぱり損失の問題ですから、葛城市に与えられた損失は取り戻していく。そうした市民に対して真摯な姿勢を取るならば、私は、市長が取るべき責任は明らかだろうと思います。付け加えて言うならば、先ほど言いました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会は、今、休止中です。これは解散しておりません。中間報告を行って、今、休止しております。と申しますのは、裁判が終結するまで、関係者を呼んで話をすることはできないと、聞くこともできないということですから、中間報告を出して休止しているわけですが、議会としても、こうした問題が残っているわけです。また、裁判によって、いろんな問題、解明できなかった問題がありますから、私は、議会としても、再度、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、これを再開して、改めてこの問題についても議会として、検討していただくことを議員の皆さんにもお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

**川村議長** 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午後 1時00分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、本日昼1番の一般質問を行います。どうぞよろしくお願いたします。

さて、今回の質問は3つございます。質問の1つ目は、国民スポーツ大会を契機とした新町運動公園の整備についてであります。

2つ目は、公共施設のバリアフリー化についてであります。

最後に、アピアランスケアへの助成についてお尋ねをいたします。

百聞は一見にしかずと申します。今回も議長のお許しを得まして、一部パネルをお見せしながら、できるだけ質問の意図が分かりやすいように、そう考えまして、質問に臨みたいと存じます。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

**川村議長** 7番、吉村始議員。

**吉村議員** では、最初に、国民スポーツ大会を契機とした新町運動公園の整備についてお伺いをいたします。来る2031年、令和13年に、国民スポーツ大会が奈良県内で開催されることが内々定しております。私はこれを、現在老朽化が進んでいる新庄第1健民運動場をはじめとする、新町運動公園を再整備するチャンスであると捉えております。今回の質問では、来る国民スポーツ大会において、本市が開催の名のりを上げられる協議の中に、ぜひサッカーを加えていただきたいと要望をいたします。その上で、新庄第1健民運動場をはじめ、現在市民の皆さんから危険性が指摘されている周辺道路があるわけなんですけれども、それらの改良についても提言をして、行政のお考えを伺いたいと存じます。

それに先立ちまして、前回6月議会の一般質問で、私は天然芝のグラウンドについてと題しまして、新町運動公園の2面の天然芝グラウンドについての管理状況をお伺いをいたしました。そのときのご答弁では、芝生管理アドバイザーの作業指導の下、グラウンドの芝、ピッチの維持管理作業を行っているというふうなことでございました。しかし、その後、担当課で伺ったところによりますと、今年度については、一般競争入札で、芝生管理アドバイザーとの契約を試みたものの、不落となったというふうに聞いております。それまでの経緯と、その後の担当課の対応についてまずはお伺いをいたします。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 教育部、西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。令和4年度、令和5年度の葛城市入札参加資格審査申請を、令和4年2月1日から2月28日まで市で受付しており、令和3年度の芝生管理アドバイザー業務を受注されている業者に対しまして申請の案内をしておりましたが、同社より申請が出されませんでした。また、申請を提出された業者の中で、芝生管理アドバイザー業務に該当する業務内容を登録されている業者が1者もございませんでした。そこで、今年度は、一般競争入札による業者選定を実施いたしました。5月2日の公告、5月27日に一般競争入札を行い、1者から応札がありましたが、予定価格の上限を超えての入札で不落となったため、仕様書等を変更し、再度一般競争入札を実施いたしました。5月27日に、応札がなく、不調となりました。その間、前年の委託業者の芝生管理アドバイザーと随意契約を行い、芝生の維持管理作業についてのアドバイスをいただいております。今後、芝生の適正管理に努めるため、芝生管理アドバイザー業務を受託可能な業者について調査してまいります。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 令和4年度、令和5年度の葛城市入札参加資格審査申請をこれまで芝生管理アドバイザー業務をされていた業者に対して、申請してくださいという案内をされていたものの、申請がなかったということです。5月の入札では、芝生管理アドバイザー業務に該当する業務内容を登録されている業者が1者もなかったため、指名競争入札ではなく、やむを得ずだろうと思いますが、一般競争入札を行ったが、これも不落となったと。そこで再度、仕様書などを変更し、一般競争入札を実施したものの、これも応札がなく、不調となったということであります。今のご答弁で、前年度の委託業者の芝生管理アドバイザーと随意契約を行ったというふうにありましたけれども、その詳細についてお伺いをいたします。

また、今回の随意契約の根拠とされた法令上の条項は、どれに該当するのでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 芝生アドバイザー業務委託につきましては、葛城市指名登録業者の中で、該当する職種の業者登録がございませんでした。そこで、一般競争入札による業者選定を実施することにいたしました。一般競争入札による業者選定ですと、4月1日からの業務開始に間に合わないことから、昨年度まで委託していた業者でないと継続して業務委託が困難であることから、同社と5月末日までの2か月間、随意契約をいたしました。5月27日に、一般競争入札が不落となったため、6月から7月末日まで再度同社と随意契約を行いました。いずれも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約となっております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今のご答弁で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約というふうにお答えがありました。手元に私、地方自治法施行令第167条の2第1項の要約がありますので、読み上げたいと思います。ちなみに、第2号と言いましたが、第1号というのは予定価格が安いというときの場合でございます。今回は、第2号に該当するとのことであります。第2号とは、すなわち、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとなっております。今回は先ほどのご答弁にもあったように、現下の事情もあったかもしれないと拝察するものではありますけれども、一度、一般競争入札で決めようとした契約を、第2号の規定をもって随意契約したのは、ちょっと無理があったんじゃないかと。行政の契約事務としては、適切ではなかったのではないかと。つきましては、指摘しておきたいと思えます。

さて、前回の質問で、同じく、奈良県内のほかの自治体の天然芝の市民グラウンドの管理について伺った際、サッカー場で天然芝を使用している桜井市と下北山村についてご答弁いただきました。桜井市は、今年度からはこれまでの芝刈りに加え、除草剤散布も、職員で行っているということで、維持管理における業務委託は行っておられないということございました。下北山村は、競技場に天然芝を導入する際に、葛城市と同じく、アドバイザー委託契約を平成29年度から2年間結ばれましたけれども、この間に、芝生管理に必要なノウハウをスポーツ公園職員にアドバイスされ、現在は、スポーツ公園職員で維持管理されているということがございます。葛城市におきましても、既に2年間、芝生管理アドバイザーから

の指導を受けております。この機会に、職員での維持管理の体制、これを目指してみてもいいかがかと考えますけれども、市としては、自前で管理することについては、どのようにお考えでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 天然芝グラウンドは、サッカー競技場だけでなく、野球場、ゴルフ場においても、芝生の育成に必要な土壌管理が難しいと聞いております。除草剤や肥料、殺菌、かん水等の散布だけでなく、芝生機械を使用して、月に1回から2回程度、芝生機械で芝生グラウンド整備を行い、ゴルフのカップ抜きと同じように、グラウンドの数か所を抜き取り、水分量をはじめ、肥料の状態等、土壌の硬度や軟度の調査を専用の機械を使用してチェックを行う必要がございます。また、芝生管理アドバイザー業務につきましても、スポーツ専用芝の管理に係る研修受講、資格取得技術者による指導をされておりますので、芝生の維持管理に関するスキルを学んだ上で、可能かどうか、検証していく必要があるかと考えます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ご答弁いただきましたように、芝生の維持管理というのは、専門の方でも、専門業者の方でも難しいというのは、そのとおりだろうというふうに思います。令和元年に、全国中学校サッカー大会が、新町運動公園の2面のグラウンドで開催された際、そのグラウンドコンディションのよさが、参加者に感動を与えるほど高い評価を得ました。私の記憶によれば、前日は雨が降ったかと思うんですけども、にもかかわらず、すーっと、当日、試合前には水がはけまして、選手は本当によいコンディションで試合ができました。これは、当時、整備に関わられた市職員、そして業者など、関係者の皆さん全員の努力のたまものであったわけでございますけれども、芝生管理アドバイザーの功績が大であったというふうに存じております。これは、とある葛城市民の方のご尽力で、その方のご縁があったということで、グラウンドキーパーの日本の第一人者で、海外でも活躍されている静岡県の佐野忍さんが、わざわざ新町運動公園にお越しになったということから始まったと、私は認識をしております。佐野さんが、新町公園球技場のピッチの状態をご覧になり、私はそれまで、息子がいわゆるスポーツ少年団なんかでサッカーをやっていたので、行っていたんですが、それほどそんなにすごいグラウンドだというふうに思っていなかったんですけども、佐野さんが、これはすばらしい、全国的に見てもすばらしいグラウンドだというふうにおっしゃったんです。なぜ、佐野さんという日本で指折りの天然芝グラウンドの専門家が、わざわざ遠方からお見えになったのか。それは、先ほどの葛城市民の方とのつながりもあったでしょうけれども、何よりも、葛城市の天然芝グラウンドが、再整備の前であったとしても、その前からすばらしかったということであったというふうに私は聞き及んでおります。葛城市の天然芝グラウンドは、これまで何人もの方が言及されてきましたが、先人が苦勞して築いてこられた市民の財産、宝であるというふうに考えます。これまで外部の芝生管理のプロである芝生管理アドバイザーのご指導の下、一定の成果を上げています。

しかし、市民からの要求に応えるためには、芝生の育成や、土壌の管理に対する技術はもちろんのことなんですけど、周辺自治体の市民グラウンドの状況なども知った上で、地域の専

門職として経験を積み重ねていくことが大事でないかというふうに私は思うものであります。私は、地域の雰囲気、また、歴史、経緯などをよく知っている、例えば、博物館においては学芸員、公共図書館においては司書などと同じことではないか、そういうふうなことを専門職という考え方をするのであれば、考えるものであります。そのほうが、公共のグラウンドとして、よりよい管理ができるのではないか。市民のための公共施設の役割とは何かということをよく理解をした、そしてできれば、常勤の職員によって、単年度ではなく、毎年毎年の、失敗も当然あるだろうと思うんですけども、それも含めた経験を積み重ねていきながら、運営していただくのが望ましいというふうに考えるものであります。先ほどのご答弁、繰り返しになりますが、芝生や土壌の維持管理には専門のスキルと、そして経験とが必要でありますので、なおさらそのように考えるものであります。

さて、私は、市民の方から教えていただきまして、友情の祭典、1984年の若草国体新庄町の記録という記録映像があるんですが、その存在を知りました。そして拝聴いたしました。現在、YouTubeでも、いつでも視聴できますので、興味のある方はご覧いただけたらと思いますが、第39回国民体育大会、わかくさ大会において、サッカーとバレーボールの会場となった新庄町の記録でございます。当時の足高晋町長の在りし日の姿も見ることができます。当時、私は高校生でありましたけれども、新庄町挙げての、この大会を支えていった当時の熱い思いがぐぐんと伝わってくる映像でございました。この映像で印象的なのが、当時の青々とした芝生がまぶしい新庄第1健民運動場であります。そして、最近では、阿古市政の下、令和元年8月に開催された第50回全国中学校サッカー大会を契機に、新庄第1健民運動場と新町公園球技場のグラウンドのピッチが見事再生されたのが記憶に新しいところであります。

それでは、次の議論の前提といたしまして、その基礎知識として、新庄第1健民運動場をはじめとする新町スポーツゾーンについてお伺いをいたします。葛城市において新町スポーツゾーンはどのように位置づけられているのでしょうか。また、現在、スタンド施設など、年月を経て少しくたびれている印象もありますが、これまで改修などは行われてきたのでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 新町スポーツゾーンにつきましては、葛城市都市計画マスタープランにおいて、スポーツ振興ゾーンに位置づけられ、市民がスポーツを楽しみ、健康増進、交流を図る場と位置づけられております。施設自体は、老朽化が進んでおりまして、フェンス等の随時改修等はしておりますが、財政状況等を鑑みますと、大規模な改修には至っておらない状況です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 新町スポーツゾーンは、わかくさ国体という大舞台に備えて、施設の整備を行ったというふうに私、諸先輩方から聞いているものでありますけれども、それについては、どうでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** わかくさ国体は、昭和59年に、新庄第1健民運動場を会場の1つとして開催されてお

りますが、新庄第1健民運動場は、昭和41年から昭和46年にかけて、県が土地を買収し、当時の新庄町に無償で貸与する形で設置されました。その後、昭和58年度に同グラウンドを改修し、新町公園球技場は、昭和59年4月に完成、コミュニティセンターは昭和58年12月に完成しており、それぞれわかき国体に向けた整備を行っております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** では、わかき国体終了の後、新町スポーツゾーン、特に、新庄第1健民運動場の維持管理はどのようにされてきましたでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** わかき国体終了後は、当初、大手の芝生管理業者に芝生管理を委託しておりました。その後、地元業者の育成の観点から、指名競争入札で、市内の造園業者に芝生管理を委託するようになったところです。しかしながら、市内の造園業者では、芝生管理の専門知識を持っている業者がおられなかったため、令和元年の全国中学校サッカー大会が開催される折には、芝生管理の専門知識や資格を有する芝生管理アドバイザーと委託契約を結び、芝生維持管理業者と市の職員に、芝生管理のノウハウ等の提供を受けながら整備を進め、適正な芝生管理に努めてまいりました。芝生管理アドバイザーとの業務委託契約を結び、芝生管理の芝生の状態については、おおむね好評をいただいていたところでございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 私も何度も言いますがけれども、本当に葛城市の現在の天然芝のグラウンドというのはすばらしい。全国中学校サッカー大会でも、高い評価をいただいたと、それにつながったということであろうかと思えます。

では、最初に申し上げましたけれども、来る令和13年に国民スポーツ大会が奈良県内で開催されることが内々定をしています。この大会が、体育施設改修の好機というふうに私は考えるものでありますけれども、一般的に、国民スポーツ大会の競技会場になれば、どのようなメリットが考えられるのでしょうか。

**川村議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 県下市町村体育施設及び設備については、老朽化が進んでいるところが多くございます。国民スポーツ大会の開催で、県より詳細は提示されておりませんが、国からの補助金を活用して、各施設及び設備の更新、改修工事を行うことで、スポーツ施設の活性化によるスポーツ振興、健康増進、市民の交流の場の拡充、また、子どもたちにとって、かけがえのない経験となることと思えます。

また、開催地は、選手及び選手の家族をはじめ、全国から多くの来場者が見込まれるため、葛城市を観光して、会場地周辺の飲食店をはじめとした様々な店舗への活性化、にぎわいが創出されると考えております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 令和13年開催予定の国民スポーツ大会に葛城市としては、現時点でどの競技に名のり上げるか検討しておられますでしょうか。また、選定の基準、方法については、いかがでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 本年6月に行われました市町村スポーツ施設状況調査では、新庄第1健民運動場と新町公園球技場は、サッカーの競技場として基準を満たすことが可能という結果で、葛城市は、天然芝のグラウンドを生かしたサッカー競技で検討をいたしております。県全体では、規定のサッカー競技場が10面必要とされておりまして、原則天然芝とするが、3面まではJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とするとなっております。サッカー競技のフィールドの基準は、大きさは、105メートル掛ける68メートルで、芝生面の余白スペースは周りに5メートルずつ必要ということとなっております。

今後のスケジュールといたしましては、10月頃開催予定の市町村・競技団体の連絡会議を経て、来年1月までに市町村会場地意向書を提出することとなっております。これを受けまして、3月頃までに、会場地第1次選定案が決定される流れとなっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 もう、天然芝のこのグラウンドを生かしたサッカー競技を検討しておられるとのこと。大変よいお答えを、すばらしいお答えを聞くことができました。ぜひ、新町運動公園がサッカー競技の会場として選定されるように、最大限準備をしていただきたいが、いかがでしょうか。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 葛城市といたしましては、既存の施設を最大限に生かせる、天然芝のグラウンドを生かしたサッカー競技で準備、検討していきたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 大変前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたします。

さて、かねてより、新庄第1健民運動場の南側、新町公園テニスコートを挟んだ、この駐車スペースがございます。このパネル、今、お見せしておりますが、上が北側、南側、第1健民運動場を、道を挟んでテニスコートがございます、ここに駐車スペースがあります。ここからスロープをぐーっと渡って、サッカー大会とか多くの大会などで多くの子どもたちが来るわけでございますけれども、これが、人があふれて危険であるという指摘を、私、このテニスコートでテニスをしている方からも伺いましたし、また、スポーツ少年団のお子さんとか、お孫さんとか、そういう方々がいらっしゃる、そういう方からも、ちょっと何とかしてほしいということで、大字を問わず、ご要望を聞いております。市は、市民や地元から、改善の要望などは聞いておられますでしょうか。

川村議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部、安川です。よろしく申し上げます。

要望につきましては、新町区より令和4年6月14日付で、横断歩道の設置の要望がありました。歩道の設置については、令和5年度の要望として要望書をいただいております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 新町区より地元から要望が上がってきているということでありました。私も改善の必要が

あるというふうに考えます。テニスコート東側の道路、こちらの道路に、歩道の設置をぜひとも私も要望したいと思えますけれども、どのような要件が必要になるでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 現状の市道幅員での歩道設置は難しいですが、河川の堤防の外側のテニスコート側、その法面敷地を利用すれば、奈良県と河川の占用協議が整えば、設置することができると思います。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 承知いたしました。では最後に、市長にお尋ねをいたします。先ほどのご答弁にありましたように、新町運動公園の天然芝のグラウンドを生かしたサッカー競技の選定を検討しておられるということについて私は大変評価をいたします。さきに申し上げましたように、葛城市の天然芝グラウンドは、先人が苦勞して築いてこられた市民の財産、宝であると考えます。国民スポーツ大会でのサッカーの開催は、市民にとっても象徴的な意味を持つと、私、考えるものでありますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

そしてもう一つ、また、国民スポーツ大会の開催に合わせまして、新庄第1健民運動場と、先ほど申しました、歩道の設置など、新町運動公園とその周辺の再整備をお願いしたい。この2点をお伺いいたします。いかがでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、1点目のご質問ですが、令和元年に行われました全国中学校サッカー大会の開催の折には、葛城市にはサッカー熱と申しますか、サッカーに携わる方、ボランティアに参加されている方がかなりおられました。そして、芝生の状況を見て、皆さん誇りに思われたことやと思います。そのような状況から、葛城市の天然芝の手入れを毎年的確に行い、維持していくことは、葛城市の財産であると考えております。2027年に延期されましたが、関西ワールドマスターズゲームズや、2031年に奈良県で開催の国民スポーツ大会もありますので、これらの開催を目指した中での施設整備を引き続き行い、開催誘致に努めていきたいと考えております。

2点目の歩道整備についてでございますが、現在、計画に新町・柳原線整備工事を進めており、葛城川の橋の架け替えを行います。橋の設置完了後に、西側の交差点改良工事を行いますので、それに合わせて、新町公園テニスコート東側の道路への歩道整備を検討したいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、お尋ねしました2点につきまして、市長からも、大変前向きな、具体的なご答弁をいただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

続きまして、公共施設のバリアフリー化についてお伺いをいたします。一口に公共施設と言いましても、新庄、當麻両庁舎などの庁舎系施設や文化施設、図書館、体育施設などの集客施設などがございます。そのほか、社会福祉施設や、消防施設、教育施設などいろいろあるわけでありましてけれども、今回の質問ではまず、バリアフリー化を進めること全般につい



での市のお考えをお伺いいたします。その後、具体的な事例を挙げていきたいと思っておりますけれども、あれもこれもと取り上げますと収拾がつかみませんので、今回は、1つの例として、二上山ふるさと公園と屋敷山公園とを取り上げることにいたします。この2か所を取り上げる理由は、以前に、小さなお子さんがいらっしゃる、車椅子利用者である市民の方から、改善してほしい場所があるという要望をいただきました。私、一緒に、現地調査に行ったからであります。そのときに撮った写真もお見せをいたします。また、葛城市のキャッチフレーズとも言える、子育てに優しい葛城市としては、親子連れなどで訪れる機会の多い公園施設のバリアフリー化の視点というのは、大切な課題であるというふうに考えるからであります。

まず、葛城市のバリアフリーとあって、ぱっと思い起こすのが、葛城市バリアフリー基本構想であります。葛城市バリアフリー基本構想とは、バリアフリー新法に基づいて、葛城市が、平成22年3月に、近鉄南大阪線尺土駅から磐城駅にかけての周辺地域を重点整備地区として設定、策定したものであるというふうに、私、理解をしておるわけでございますけれども、その基本構想の趣旨についてまずはお伺いをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川でございます。

葛城市バリアフリー基本構想の趣旨でございます。だれもが快適に、安全に安心して移動・活動できる葛城市を基本理念とし、バリアフリー化に向けた基本方針として、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの環境づくり、重点的・効果的に、できることから効果を顕在化させる環境づくり、様々なバリアを取り除く環境づくり、みんなで取り組む環境づくりとして、基本構想を策定しております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** というふうなことだということでご答弁いただきました。葛城市バリアフリー基本構想を策定する際、基本構想推進協議会が設置されたというふうに聞いておりますけれども、協議会では、どのような取組をされたのでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 葛城市バリアフリー基本構想推進協議会についてです。協議会につきましては、学識経験者、高齢者団体代表、障がい者団体代表などの34名の委員で構成されている組織です。主に基本構想策定に係る協議や、特定事業計画の進捗に関する内容などについて検討、協議することを目的に設置されております。また、基本構想内で指定する重点整備地区内のバリアフリーの課題について、委員の方々には、実際に現場に足を運び、現状の確認をしていただきました。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今のご答弁にあった中で、特に高齢者団体であるとか障がい者団体の方々が、当事者の方が委員になられていて、かつ委員の方々が、実際に現場に足を運んで現状の確認をしたという、こういう点、やり方としては非常にいいやり方だと思います。評価したいと思います。葛城市バリアフリー基本構想、これ、制定から10年以上たったわけではありますがけれども、現時点で、基本構想によりバリアフリー化された実績はどのようになっていますでしょうか。

川村議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 葛城市バリアフリー基本構想の特定事業計画に基づき、整備が行われました。主な実績としましては、尺土駅改札内エリアのエレベーター2基の設置、尺土駅前周辺商業施設や郵便局でのスロープや手すりの設置、国道166号線の歩道整備、當麻文化会館等での視覚障がい者誘導ブロックや、施設内の手すりの設置が完了しております。特定事業計画につきましては、今後も定期的な検証、見直しを行い、バリアフリー化を進めていく必要があると考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 私は議員になりましてから、継続して尺土駅舎南側エレベーターの早期設置を要望して、設置場所の変更と設置時期の前倒しをしていたわけなんですけれども、これにつきましては、行政のご判断がありまして、実現をいたしまして、いよいよ来年度中には完成の見込みであるというふうに伺っております。そのとき、既に駅構内には、2基のエレベーターが、ホームから上に上がるエレベーターが設置されていたわけでありまして、それが、葛城市バリアフリー基本構想の実績であったというふうなことを知りました。なるほどというふうに思いました。

さて、前回6月の一般質問では、踏切道への点字ブロックの設置についてお伺いをいたしました。重点整備地区以外にもバリアフリー化を進めるべき場所があると考えます。重点整備地区とその他の地域との、例えば、優先度などの兼ね合いにつきましては、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 優先度等についてです。予算を確保する面では、例えば奈良県がバリアフリー化対策事業として歩道整備を行う場合は、バリアフリー基本構想の重点整備地区に指定されている箇所から優先して、予算配分されると聞いております。葛城市としては、点字ブロックの設置や公共施設等のバリアフリー化が必要なものについては、重点整備地区を問わず、バリアフリー基本構想の理念に基づき整備を行う必要があると考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 重点整備地区の指定というのは、予算を確保する上で有利であるという点、承知いたしました。しかし、バリアフリー化が必要な箇所については、地区の指定を問わないというふうなことを考えていらっしゃるということも理解をいたしました。

では、総論として、現在の市内公共施設のバリアフリー化についての市の基本的な考えはどうなっていますでしょうか。また、具体的に、どのような観点で改修を行っていくのでしょうか。

川村議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 先ほども申しましたが、市内施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化につきましては、葛城市バリアフリー基本構想の理念に基づき、進めていくべき重要な事項と考えております。具体的には、施設等の更新の時期や利用者の状況により必要性を判断し、改修を行ってまいりたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 市内公共施設のバリアフリー化につきましては、葛城市バリアフリー基本構想で定められている理念、これに基づいて進めていくということを承知いたしました。

さて、冒頭申し上げました、二上山ふるさと公園と屋敷山公園との、私が市民の方と調査して、改善の必要があると感じた2か所をバリアフリー化に対する市のお考えを具体的に伺うための、あくまでも一例なんです、一例として取り上げたいと思います。

まず、基本知識として、それぞれの公園が設置された時期と、ごく簡単な経緯とについて、お伺いをしたいと思います。

まずは二上山ふるさと公園からお願いいたします。

川村議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 二上山ふるさと公園は、主の部分につきましては、平成4年度に公園館やおもちゃ館、芝生広場などが整備され、公園の北側の池周辺エリアにつきましては、平成7年度に整備されております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。

続いて屋敷山公園について設置時期と経緯について、お伺いをいたします。

川村議長 西川教育部長。

西川教育部長 屋敷山古墳は史跡として、昭和47年3月に指定され、その後古墳を中心とした公園化が発案され、保存整備も兼ねまして、約5万8,000平方メートルに、中央公民館、体育館、運動場、児童遊技場等の施設を取り入れ、やすらぎの場、緑豊かな史跡公園として、昭和50年4月に完成しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 二上山ふるさと公園のおもちゃ館や、芝生広場などのメインの部分、これは平成4年、つまり1992年、約30年前に整備されたとのこととあります。屋敷山公園はもっと古いと。昭和50年、つまり1975年、あと3年たちますと満50歳になると。そんな時期に造られた公園だということでございます。

それでは、パネルをお見せして、問題点というか改善したほうがいいということについて、お伝えをいたします。このパネルは、二上山ふるさと公園の芝生広場への入り口でございます。現在、なだらかなスロープ状になっておりまして、歩行者は、この階段を上がっていけば簡単に上がれます。私も、もうそんなに上がりにくいものだと思わないで、ずっと簡単に上がれるんですが、車椅子の利用の方は、横のここの部分から入ろうとすると、もう凸凹凸凹と、こういうふうになっていまして、非常に恐怖を感じられるというふうになっていまして、入り口からすぐのところ、いわゆる傘を設置したいですが設置されていまして、例えばここでお弁当を食べたりとかというふうなことをしようかなと思って行こうとしても、ここが上がれませんので、車椅子の方はずっとぐるっと回りまして、おもちゃ館の裏側から入って、また芝生広場を降りてきて、ここに来てご飯を食べて、また終わったら、また、芝生広場を上がって、ぐるっと回ってくると。芝生広場そのものは車椅子はそんなに移動しにくくなく

て、移動はしやすいみたいです。私、試しに、車椅子の方を私が、後ろ向きで、ずっとこのスロープを下りてみたんですけども、大変怖がっておられました。ということで、これは本当にもう、私、車椅子の方から話を伺うまでは、そんな大変だという認識は全然なかったんですけども、こういう認識を新たにしたということでございます。

続きまして、こちらのパネルでございます。これは、屋敷山公園の西側の遊具がある広場のスロープでございます。私は、平成30年の3月議会、これで、屋敷山公園施設の再整備についてと題しまして、屋敷山公園の地下横断歩道について、お伺いいたしました。今、横断歩道、階段で下りていますが、これをスロープにしてはどうでしょうかというふうな提言を行ったときのことでございます。私が新人議員になって、すぐの一般質問なんですが、その際、当時お答えくださった部長は、道路の移動等円滑化整備ガイドラインというものをお示しになりまして、傾斜路、すなわちスロープのことですが、について、有効幅員、いわゆる幅、道幅と勾配の規定があるんですというご答弁をいただきました。勾配につきましては、勾配及び踊り場として、縦断勾配は5%以下とすること。ただし、設置場所の状況、その他の特別な理由により、やむを得ない場合においては8%以下とすることができる。ただし、8%は車椅子使用者が自力走行可能な最急勾配、これ以上はもう自力走行不可能なんです。用地等の特別な理由がない限り、5%を超える縦断勾配を適用しないこととされていると、当時そうようにご答弁をいただいたわけでありまして。

この写真を見たところ、かなりの急勾配であると見て取れます。車椅子利用者の方をお連れ合いの方が、えっちらこっちら押していらっしゃるんですが、相当な力を持って押し上げておられます。この勾配というのは、私が見るところ、8%よりもっと急なように見えるんですが、一体何%あるんでしょうか。また、屋敷山公園開設時の昭和50年代、スロープについてのガイドラインはどのようになっていましたでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** ご指摘のございました屋敷山公園の西側の遊具が設置されている広場につながる園路の勾配でございますが、現地を確認したところ、おおむね23%の勾配となっております。その当時には、園路設計についてのガイドラインはなかったため、このたびの急勾配の園路は、公園用地となった、古墳を含む周辺の地形を利用した形で設計されたためと考えられます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** おおむね23%の勾配ということで、私の目の錯覚というわけではなくて、本当に急勾配だということではございました。現在のガイドラインでは5%以下、やむを得ない場合でも8%以下ということではございますから、現在のガイドラインに基づくと、およそ四、五倍のスロープの長さが必要になるということでもあります。設置場所の確保を考えただけでも、これ、スロープを長くしますと、何回か折り返しをつけて、踊り場をつけたとしても、設計がかなり難しいんだろうというふうな印象を覚えます。

さて、この2つを、市内のものを挙げたんですが、実際にこの車椅子を利用されている方

に、近隣のところで、参考になるような、車椅子の利用者が楽に移動できるような、そういう配慮がある公園があるんですかと聞いてみたら、挙げてもらったのが、馬見丘陵公園でございました。参考までに、奈良県の中和公園事務所というところが管理しているわけなんですけれども、これは、奈良県営馬見丘陵公園という名前でございます。この馬見丘陵公園は、標高20メートル程度の低い丘陵地だそうで、公園内には高低差がありますけれども、園の道と書きます園道には、急勾配などは一切なく、車椅子利用者も安心して利用できるということです。県営馬見丘陵公園は、歴史と自然に囲まれた憩いの空間を目指して、昭和59年8月に、都市公園、広域公園として都市計画決定をし、同年度より公園事業に着手したそうなんですけれども、全面開園をしたというのは、平成24年6月に中央エリア及び南エリアの一部を開園してできたということだそうです。

私は、子どもがちっちゃい頃、屋敷山公園にも二上山ふるさと公園にも、馬見丘陵公園にもいずれにも何度も連れていきましたけれども、バリアフリーの観点からこれらの公園の違いには全く気づきませんで、車椅子利用者に教えてもらって初めて分かったというふうなことでございます。今、この石畳がありますが、例えば、屋敷山公園の噴水の周りのピンコロ石なんかがある石畳がありますけれども、そこは、車椅子の方というのはかなり通行が大変だというふうに聞いております、昔の公園ですので。ただ、この馬見丘陵公園につきましては、車椅子でもすいすい行ける、そんなに急勾配はないというふうなことでありまして、やっぱり本当に車椅子利用者あるいはベビーカーの使用者、シルバーカー利用の高齢者が本当に使い勝手がいいのか、何か引っかかるところはないのかなということにつきましては、当事者目線が必要だというふうなことを痛感した次第でございます。

さて、先ほどパネルで示しました屋敷山公園の急なスロープは、緩やかに改善するのが望ましいというふうに考えます。また、先ほど紹介した二上山ふるさと公園の芝生広場の入り口も改善が望ましいと考えますけれども、この2か所に限らず、一般的な手法として、どのような手続で行われるのでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 公園施設のバリアフリー化を実現するに当たり、大がかりな規模の改修となる場合は、何らかの国庫補助事業に絡めた形で整備することが望ましいと考えます。活用できる国庫補助事業がないかを先進地事例なども含めて研究を重ねてまいりたいと考えます。小規模な改修でバリアフリー化が可能な箇所については、利用者からの要望等も参考に、開始を検討させていただきます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** どうぞよろしく願いいたします。今のご答弁で、大がかりな規模の改修となる場合は、国庫補助を使って整備することが望ましいとありましたが、現在、屋敷山公園では、国の助成を受けて、中央公民館と新庄文化会館の間の園道、園の道のインターロッキングブロックを改修する予定と聞いております。事業概要について教えていただけますでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 屋敷山公園のインターロッキング舗装改修につきましては、国の公園施設長寿命化対策支援の補助事業を活用して、令和4年度につきましては、園路の改修設計委託を、また、令和5年度につきましては、設計に基づき、改修工事を行う予定をしております。更新を行う公園施設は、葛城市公園長寿命化計画の年次計画に基づき、健全度判定C以上の施設を順次更新しているところでございます。公園施設の長寿命化対策支援事業での施設の更新は、現状の施設と同規模・同程度のものを復旧することが原則とされているため、このたびの園路の改修についても、今の園路の状況と同じ状況となるように更新することとなります。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** よく分かりました。では、最後に市長にお伺いいたします。これら公園の設備を一度に改修するのは大変費用がかかるものと思われまます。例えば、先ほど紹介した屋敷山公園のスロープ改修にはすぐに難しいと考えます。反面、二上山ふるさと公園の芝生広場への出入口のような箇所をピンポイントで改良するのは、それに比べれば難しくないのかなというふうに思います。そこで2点提言を差し上げます。

1つは車椅子利用者など、いわゆる当事者と市の職員とで、1か所ずつでよいので、バリアフリー化すべき箇所の調査を継続的に行っていただけないかということでもあります。冒頭お尋ねをしました葛城市バリアフリー基本構想推進協議会では、視覚障がいをお持ちの方や車椅子利用者などの当事者が実際に現地に赴いて、現状の確認をしてもらったと伺いました。私は、当事者目線が大事だと思います。行政としては、無理のない頻度で結構ですので、市職員と当事者とが一緒になってのバリアフリー化すべき箇所の調査をご検討いただきたいと思ひます。

もう一つは、大規模な改修につきましては、補助金の利用を待つということになるかと思ひますが、例えば、二上山ふるさと公園の芝生広場への出入口のような、ピンポイントで改良でき、かつ効果が大きい場所が見つかれば、できるだけ速やかな対応をお願いしたいと思ひますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 過去に造ったもの、特に年代の古いものについては、バリアフリー化というのはされていないというのが実情やと思ひます。ですので、各施設等も含めまして、その改修のタイミングで、バリアフリー化を果たしているというのが実情です。委員がご指摘の近い場所でありまますと、中央公民館の大規模改修をやったときに、体育館の間にスロープを設けました。順次そのような形でバリアフリー化を果たしていきたいとは考えておりますが、委員ご指摘の視点から、その箇所の点検等、検討を進めてまいりたいと考えております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

時間がほとんどないんですが、続きまして、アピアランスケアへの助成についてお伺いをいたします。

アピアランスとは外観や人の容貌を意味する言葉でございます。アピアランスケアとは、

国立がん研究センター中央病院、アピアランス支援センターによりますと、広義では、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアだというふうに定義づけられております。今、申しました整容的という字は、セイは、整える、整理整頓の整、ヨウは、この容リプラの容、整容とは身なりを整えること、身だしなみなどといった意味でございます。今年の6月に、厚生労働省が発行した、がん対策推進基本計画中間評価報告書には、1番として、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、2つ目に、患者本位のがん医療の実現、そして3つ目に、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築という3つの全体目標が掲げられております。私は、この3にも関わると考えますが、がん患者等の就労を含めた社会的な問題という項目の中に、アピアランスケアや生殖機能への影響に関する説明、がん患者の自殺など、社会的な問題と、アピアランスケアについては、社会的な問題の一つに挙げられております。

それでは、お尋ねをいたします。アピアランスケアにつきまして、市としては、どのように認識をされていますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

アピアランスケアにつきましては、がん対策基本法に基づき、第3期がん対策推進基本計画で位置づけられております。がん患者の方が、外見の変化に起因する心理的苦痛を緩和するための対策が進められております。本市としましても、がん患者の方、また、そのご家族の気持ちに沿いながら、がん治療に関する情報発信、また、そのケアに関する情報発信を行っております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、ご答弁いただきました第3期がん対策推進基本計画には、大きく4つの柱が掲げられております。

1つ目にはがん予防、2つ目には、がん医療の充実、そして3つ目に、がんと共生、そして4つ目には、これらを支える基盤の整備ということでございます。その中の、がんと共生で、現在の社会では、アピアランスや生殖機能温存などに対する相談支援、情報提供する体制が構築されていない、また、まだ十分ではないというような課題があります。私は、これらに対する支援体制の構築が、今、求められているものと認識をしております。

これまでにがん患者ご本人やご家族など、アピアランスケアを必要とする市民の方々からの相談というものは、市のほうにありましたでしょうか。また、現在どの部署が、どのように対応をされていますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** がん患者の方、また、そのご家族の方から、健康増進課にアピアランスケアの助成についてのお問合せが数件ございました。がん患者ご本人のお気持ちなどをお伺いするとともに、相談などの対応を行っております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 葛城市では、健康増進課が窓口になって、そして、しっかりと対応してくださっていると

いうことであります。

さて、話が前後しましたけれども、がんで放射線治療をしていると髪の毛が抜けるなどの副作用があったりとか、あとは、乳がんなんかで患部を摘出したりとかというふうなことがあるわけであります。つらい治療を乗り越えようと、そうやって頑張っている患者ご本人、それからご家族を支援しようということで、例えば、がん患者の方が再就職をして社会に出ていくときに、ウィッグが必要になってくると。そういったウィッグであるとか、あるいは、乳房の補正具などの補助金事業を行っている自治体が全国にあるというふうには、私もネット等で調べて知っておりますし、また、聞いてはおりますけれども、現時点での奈良県及び県内の他市の状況はどのようになっていますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 国の第3期がん対策推進基本計画内において、がんとの共生を目的とする中に、アピアランスケアの体制構築の推進が示されており、補助事業についても全国的に推進されているところであります。奈良県では、12市の中で、2市が補助金事業を実施されており、検討中の市が1市ございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 既に、今、お伺いしましたけれども、12市中2市がされていて、あと1市が検討中ということであります。インターネットですぐ取れるんですが、五條市なんかアピアランスケア、補助金事業のご案内ということで、読むことができます。ここも、こういった助成を行っています。まだこういったことをやられている自治体の方が少ないということでもありますけれども、葛城市におきましても、補助制度の研究、他市でどのようなことをやっているのか、あるいは、法的にはどうかというふうなことも含めまして、導入の検討を要望したいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** アピアランスケアにつきましては、まだまだ周知が行き届いていないのが現状でございます。がん患者の方、また、そのご家族の皆様のご意見などを伺いながら、周辺市町村の対策方法など、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ありがとうございます。先ほど、今、ご答弁がありました第3期がん対策推進基本計画でも、これについては社会問題であるというふうな問題提起をされているところであります。引き続き調査、そして研究、これをよろしく願いをいたします。

今回、この国民スポーツ大会を契機とした新町運動公園の整備、そして、公共施設のバリアフリー化について、ご答弁をいただきましたが、阿古市長にも大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひともこの国民スポーツ大会をいい契機としたいというふうなことを考えております。

以上をもちまして、私の一般質問、これで終わりたいと思います。このたびも皆さん、大変丁寧なご答弁ありがとうございました。



**川村議長** 吉村始議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時10分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時00分

再 開 午後2時10分

**吉村副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

**西川議員** 皆様、改めましてこんにちは。お疲れさまでございます。西川善浩でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

昨年11月に議員の職を預からせていただきましてから、連続4回目の一般質問となります。まだまだ本当、不慣れなところではございますけれども、議員に与えられた、この一般質問の機会を最大限に生かして、市民の皆様の声をしっかりと形に変え、市政に反映できるように訴えてまいりたいと思っております。

今回の私からの質問については、2点でございます。

1点目は、本市の企業立地取組みについて、2点目は、運動部活動の地域移行についてでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** 改めまして、でございます。いつも私、ここに来てから、小ばなしを1つ言うんですけども、ちょっとインターネットの加減が、字幕も入るようになったのであんまり控えようかなと思っております。それと副市長がいつもあんまりくすっとも笑ってくれないので、早速、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、本市における企業立地取組みについてということですが、本市にとって、新たな企業誘致、また、既存企業の成長は、市の財政においても、安定的な税収確保や雇用の促進をする上で、非常に重要な課題であると考えます。本市の第1次産業から第3次産業における従業者数にあっては、残念ながら年々減少を続けているところであり、大手メーカーであるシャープについても大半の機能が市外に移ってしまっているという、そのような現状でございます。葛城市第二次総合計画にある政策目標の一つでもあります産業振興による地域の稼ぐ力を実現していくためにも、注力をしていく課題の一つでございます。本市の特徴でもある、豊かな自然や歴史で形成される農商産業や、京奈和自動車道や南阪奈道路を活用した、大都市圏へのアクセスが良好で、その特徴を生かした商工業の発展を進めていく必要がございます。御所市では、その特徴を生かし、県と協働で、今、産業集積地を計画し、本年度から本格的に企業誘致を進め、令和6年度からの稼働を考慮されているというところでございます。

今、葛城市においては、工業ゾーン内の、新村工業系ゾーンが、京奈和自動車道と国道24号大和高田バイパスの優れた物流環境を活用して、奈良県との連携を深めながら、事業調査

及び基本計画の策定を進めているところでございます。それに伴い、社会基盤の整備が必須でございますので、道路拡幅工事にも着手をしているというところでございます。今後は更にほかの地域、例えば山麓線や南阪奈道路の優れた環境も活用され、インターチェンジのところ、にぎわいを創出するような、こういう企業誘致をされていくことも、考えるところでございます。しかしながら、昨今の経済情勢を見ましたら、コロナウイルス感染症拡大の影響や急激な物価高も重なって、近年例を見ない厳しさとなっており、先行きが不透明な状況でありまして、企業にとっては、このような中で、新たな企業進出や、既存企業の設備投資にあっても、二の足を踏まざるを得ない、そんな状況が続いているところでございます。

阿古市長の施政方針でもございました、産業振興による地域の稼ぐ力の向上を実現するためには、さらなる行政支援が必要であり、そのための制度設計を早期に実現していく必要があると考えているところでございます。産業といっても多くの分類がございますけれども、今回の質問に関しましては、主に2次、3次産業に当たる比較的大きな用地を必要とする工場などの立地に絞って質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まずは、本市において、都市計画法から考える企業立地の要件や制限を教えてくださいませんか。

**吉村副議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川です。よろしく申し上げます。

葛城市において、大規模工場を立地する場合についてでございます。主には市街化区域の用途地域で定める準工業地域や工業地域、また、市街化調整区域では、奈良県の提案基準によるインターチェンジ周辺等における特定流通業務施設、または工場や、工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場として、工場が立地されることとなります。これら主な立地要件でございますが、市街化区域の準工業地域では、危険性、環境悪化が大きい工場以外の建築が可能な地域です。工業地域では、どのような工場でも建築可能な地域です。

次に、市街化調整区域でのインターチェンジ周辺等における特定流通業務施設または工場の立地要件ですが、葛城市では、南阪奈道路、葛城インターチェンジ及び大和高田バイパスと、国道24号線との交差点である東室交差点から半径1キロメートルの範囲で、現在及び将来の土地利用上支障ない区域に立地を図る特定流通業務施設または工場とされております。また、工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場の主な立地要件としましては、道路幅員が車両の通行の支障のない幅員であること、申請土地面積が5,000平方メートル以下であること等となっております。

以上です。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。今、ご回答にあったように、工場などの比較的大規模な事業所を立地する場所とすれば、基本的には葛城市内にある2つのインターチェンジ、東室のインターチェンジと葛城のインターチェンジ、これの1キロメートル圏内のエリアであるか、葛城市南部地域の工業、これは市街化区域の工業、及び準工業地域と、その近くの工業系ゾーンということで理解をいたしました。もちろん、葛城市にはいろいろな地場産業があります

ので、その分類については、上記以外のエリアでも、立地が可能というようなところもありますけども、今のご回答は、もう少し広い職業分類について当てはまるどころの回答であったと思います。

それでは、引き続き農地法による制限はございますでしょうか。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、農地法上の制限について、企業立地取組みに関連する点でお答えいたします。基本的に農地では農業以外の事業を行うことはできません。農地法第4条及び第5条においては、農地転用とそれに伴う権利移動の制限が規定されています。特に、市街化調整区域においては、農地転用に当たって知事許可を取得する必要があります。知事許可を得るためには、更に農地法に規定されている要件を満たす必要があります。その要件の中でも特に重要であるのが、農地区分でございます。農地区分には4種類あり、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地とございます。この農地区分によって許可の是非に係る判断が異なります。第3種農地であれば、許可可能、第2種農地であれば、代替地がない場合に限り許可可能、第1種農地及び甲種農地については、原則不許可となっています。

なお、これらの農地区分は、その時点の周辺施設等の状況により変化し得るものであります。例えば、申請地から一定の距離に教育施設や医療施設等が新しく建設された場合や、新たに交通量の多い道路により、農地が分断された場合などが挙げられます。今回の質問で挙げられている、新村工業系ゾーンについては、さきに述べた農地区分のうち、第1種農地に該当すると考えられます。

以上です。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。新村工業系ゾーンについても言うていただいて、今、ご回答あったところでございます。この国土において、第1次産業でございます農林業にあっては、やっぱり国策ですので、安定的に作物を確保していく上で、本当に大変重要なことである上、この農地法によって無計画に田畑を転用をしていくことに関して、かなり厳しく規制をかけられておるというところでございます。もちろんそれは本市にあっては例外ではございません。

ただいまご回答で、新村工業系ゾーンにあっては、第1種農地というところでありまして。かなり厳しい、原則不許可というところでございますけども、こういった要件をもって、第1種農地を解除できるのでしょうか。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 第1種農地などの農地区分は、申請地ごとに法規に基づいた観点から判断されるものであり、解除という言葉は当てはまりません。そのため、それぞれの農地区分に判断される基準の一例をご紹介します。

まずは、第3種農地についてです。第3種農地は、農地法施行令第7条で規定されており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地とされています。複数ある要

件のいずれかに該当すれば、第3種農地と判断されますが、具体例を1つ挙げますと、おおむね300メートル以内に、鉄道の駅、高速道路の出入口、または市役所等の施設が存在する区域内の農地となっております。

次に、第2種農地は、農地法施行令第8条で規定されており、市街地化が見込まれる区域内にある農地とされています。こちらも具体例を1つ挙げますと、住宅、事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内の農地となっております。

次に、第1種農地は、農地法施行令第5条で規定されており、良好な営農条件を備えている農地とされています。こちらも具体例を1つ挙げますと、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となっております。

次に、甲種農地については、農地法施行令第6条で規定されており、こちらも具体例を1つ挙げますと、いわゆる面的整備の特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該工事の完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外の農地となっております。それぞれの要件が別々の観点で定められているため、重複して該当する場合がありますが、その際は、優先順位に従って、いずれかの農地区分で判断されます。

なお、このたびの質問にございます新村工業系ゾーンについては、現時点では、第1種農地と考えられますが、例えば、交通量の多い2車線道路が整備され、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地がおおむね10ヘクタール未満になるなど、将来的に周辺の農地や公共施設の状況の変化により、違う農地区分に変化することはあり得ることとなります。

以上でございます。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。私、解除と言いましたけど、解除というのはちょっと言葉的にはおかしいというところがございます。その周りの環境が変化していった、それが、農地が、その区分が変わるというところがございます。今、具体的な例を挙げていただきまして、甲種農地、第1種農地から第3種農地まで、それぞれの要件で農地区分が変わるということ、理解をいたしました。今般の、この新村工業系ゾーンは、現時点では第1種農地であるということでございます。この農地区分が変化、変わる要件の1つに、交通量の多い2車線道路というのがございました。これについては、恐らくは、今現在実施されておる市道新町・柳原線の道路拡幅事業であると思うんですけども、その進捗及び見通しについては、どうなっておりますでしょうか。

**吉村副議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 新町・柳原線道路改良工事の進捗についてでございます。道路部分の改良工事は、4年程度要します。その後、渡場大橋を架け替える工事につきましては、3年ぐらいを要します。最後に橋梁の取り合いの交差点工事を実施します。工業系ゾーン活用に係る部分の事業の完了時期は令和8年度を予定しております。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。令和8年度には工業系ゾーンに係るところの道路整備は、そのペ

ースで今進められておるといところでございました。これについては県道整備との兼ね合いもあると思いますので、ここについてしっかりと連携を取って、早期に、予定どおりに実現をしていくようお願いをいたします。あと、今、新村工業系ゾーン、産業用地創出に向けて、今、基本計画というのを進めておられると思うんですけども、この本年度の予算においてもその事業について議会で可決をしたわけでありましたが、この進捗というのはどのようなになっておりますでしょうか。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 新村工業系ゾーンの基本計画進捗についてお答えいたします。商工観光プロモーション課では、奈良県の企業立地推進課等と協力しながら、産業用地の創出に向けて、基本計画の策定事業を進めております。8月25日に公告を行い、9月末にプロポーザル方式により業者を選定、10月より業務が開始される予定です。基本計画の策定におきましては、県の企業立地推進課をはじめ、県土利用マネジメント室や本市の都市計画課、建設課、農林課、歴史博物館、上下水道部などとも調整を行い、地元及び市にとって最適な事業手法を検討するような業務内容を定めました。今回の業務に関しましては、奈良県の令和4年度産業用地促進補助金の交付が決定しており、2分の1の負担で実施いたします。今後、この基本計画を基に、様々な検討を重ね、産業用地の創出に向けて取り組んでまいります。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** 了解いたしました。冒頭でもお話しさせていただいたように、近隣では御所市で行われます、この産業集積地がありますし、相乗効果を考えるなら、やっぱりそれも見据えてしっかりと計画を行って整備というものを進めていただきたい、そのように思っております。

それでは、今、葛城市においての企業立地に関する実績についてお伺いをしていきたいと思えます。工業系ゾーン、今は新町工業系ゾーンと薑工業系ゾーンというのがあります。これにおける5年以内での立地実績及びインターチェンジ1キロメートルエリアの圏内の立地実績を教えてくださいませんか。

**吉村副議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 工業系ゾーンにおいて、過去5年以内での工場立地の実績はございません。また、インターチェンジ1キロメートルエリアでの工業立地の実績でございますが、南阪奈道路、葛城インターチェンジ周辺で4企業の立地が、また、東室交差点周辺では4企業の立地実績がございます。計8企業の立地実績となっております。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** その中で、新たに葛城市において来られた企業というのは何社ありますでしょうか。

**吉村副議長** 安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 立地実績のあった8企業のうち、市外からの新規企業は1社となっております。

以上です。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。現在、葛城市にあるこの2つの工業系ゾーン、新村工業系ゾーン、

董工業系ゾーンについては、立地実績がないということです。これについては、都市計画のマスタープランにあっても、地域産業の活性に資する事業者の誘致、育成を図るとなっているのにこれ、実績がゼロというのは、葛城市の都市計画において本当に大きな課題であるんじゃないかと考えております。もちろん、この県条例においてこのインターチェンジを利用した企業立地については、物流の観点で考慮されておるところでございます。企業にあつては、条件が合えば、本当に魅力的な活用の仕方になると考えておるんですけども、本市においては工業系ゾーンにしっかりと誘致をしなければならないと考えているところでございます。

また、ご答弁にもありました、新たに葛城市に来ていただいて、企業立地していただいた割合が、本当に少ないと感じておるところでございます。既存の企業にあつては、事業の拡大とか、建物の機械の更新、減価償却とか、もう法定耐用年数とかが、過ぎられて、やっぱり建替えとか移転とかを考えてのことで立地をされたかなと推測をされるわけでございますけども、このような、本当に、同じような、悩んでおられる業者というのは市内にも本当に多くございます。新たにこの葛城市に来ていただける企業はもとより、既存での、本市内での移転を考えている企業にあつても、本市独自の優遇制度があつていいんじゃないかなと、私は考えているところでございます。

奈良県にあつては、企業立地促進の観点から、平成29年に、地域未来投資促進法に基づき、事業者に対する支援メニューが設けられております。そこでお伺いをいたします。地域未来投資促進法、未来法の概要及び、それに基づいた奈良県における取組みを教えてくださいませんか。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 地域未来投資促進法の概要についてお答えします。地域未来投資促進法では、経済活性化及び雇用の場の創出を図るため、地域の特性を生かした成長性の高い事業が生み出す経済的効果に着目し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的として、強みのある事業を行う民間事業者等に対して支援を行うものです。企業立地の分野における奈良県の取組としましては、奈良県地域未来投資促進基本計画に基づく事業として、令和5年3月31日までの間に事業が開始となり、高い付加価値を創出すると認められ、地域における経済的効果が見込まれた、地域の特性を生かした成長性の高い事業を地域経済牽引事業とすることにより、法人税等の減税処置及び不動産取得税の課税免除などの税制優遇や、日本政策金融公庫による融資制度などの金融支援などの支援メニューの活用が可能となっております。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。この地域未来投資促進法は、従来の企業立地促進法というものの改正法でありまして、平成29年に定められた法律でございます。より地域の成長の発展の基盤を強化するために政策資源を投入していこうと、そのような内容の法律の立てつけになっております。ご答弁にもありました、奈良県のこの支援メニューにおいては、地域経済牽引事業者というものに認定をされれば、県内39市町村同じようにその優遇制度の優遇を享受で

きるものとなっております。

先ほど税制優遇の中で不動産取得税の課税免除というのを挙げていただきました。それともう一つあるんですけど、この税制優遇には固定資産税の減免措置というものが、この地域未来投資促進法の中でもございます。これについては、固定資産税については、市町村税に当たりますので、それぞれの市町村が条例を制定していないと、基本的には、なかなかこれを活用することは、難しいのかなというところがございます。固定資産税の収入は、市にとっても安定的な税収の確保になりますので、本来は、減免することというのは市の財政を圧迫する、そのような懸念もございます。しかし、この地域未来投資促進法の活用をしたら、奈良県から先ほど、優遇のメニューをつくってもらえる、そこに乗っていけば、課税免除、また、不均一課税をした市町村に対して、3年間にわたってその減収額の4分の3を、地方交付税において葛城市のほうに補てんをしてくれるということになっております。

ほかの市町村においてもこれを活用しているところというのは多くあります。また、市町村独自のメニューとして、奨励金制度や融資制度などを定めておられるところがほとんどでございます。

そこでお伺いをいたします。県内市町村において、独自の優遇制度を実施しておられるのは、どれだけありますでしょうか。また、葛城市における独自の優遇制度というのはございますでしょうか。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 県内の独自の優遇制度を実施している市町村についてお答えします。県内の独自の優遇制度を実施している市町村は、税制優遇につきましては16団体、奨励金等につきましては23団体、融資につきましては、葛城市を含めて8団体となっております。近隣市の状況としましては、大和高田市と香芝市は奨励金等と融資、御所市は税制優遇と奨励金等を行われています。多くの自治体は、1つあるいは2つの優遇制度を実施されており、3つとも行われているのは奈良市のみとなっております。

次に、葛城市における取組についてお答えします。独自の優遇制度としましては、中小企業融資において、運転資金や創業資金などの制度融資を行っております。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。葛城市においては制度融資の方は行われていると、これも承知をしておりますけども、私が調べましたところ、この県内12市あるうち葛城市のみが、企業立地促進のための奨励金制度や税制優遇というものを設定されていないという実情でございます。奨励金の額とか条件とかについてはそれぞれ異なっておるんですけども、どこの市にも大体あるのが、固定資産税の投下額に対して、何かしらの措置、優遇するというところとか、これについては、奨励金として出されているか、減税の措置でやられているかの違いはありますが、ほとんどの市で行われておるところでございます。

また、もう一つ、大方やられているのが、市内在住の雇用を促進をする目的において、雇用促進奨励金というのを定めておられます。そのほかにおいても、昨日からの質問でもありましたように、水害とかが多いので、治水対策、企業が来ていただいたら、そこで、開発す

るときに1,000平方メートルを超えたら、調整池というのを必ず設けるといふところがあるんですけど、それにプラスアルファして、治水をできる施設を造ったら、奨励金、葛城市から補てんしますよとか、そういうこともされているところもありますし、いろいろあるんです。遺跡が多いところでしたら、埋蔵文化財の発掘とかに来ていただいたら奨励金を出すとか、そういうこともあるし、阿古市長もゼロカーボンシティ宣言をされましたので、自然環境面、自然エネルギーの活用を、太陽光発電とか、そういうのを取り入れたら奨励金を出すとか、そのような地域とか施策に応じた独自のメニューというのを用意されているところもございます。

そこで市長にお伺いをいたしますけども、今までの申し上げてきたんですけど、この本市の企業立地促進に対する実情について、及び、これから本市独自の制度設計に取り組んでいこうという、そのようなお考えはございますでしょうか。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 葛城市が採用していない支援措置といたしましては、課税免除と奨励金の交付が挙げられます。減免措置につきましては、国の告知に沿った減税対象の選定と、条例の制定が必要となりますが、減収となった税収に対して、交付税措置として4分の3の減収補てんが見込めます。一方の奨励金につきましては、要綱の制定のみで施行が可能ですが、国からの減収補てんはございません。財政と協議を進めて、よりよい方法を検討してまいりたいと考えております。葛城市は、現状でははじかみ工業地域において土地の空きが全体の3.66%しかなく、企業や奈良県から打診があっても、断っている状況になっているため、今のところ追加の優遇措置は考えておらないところでございます。しかし、今現在、工業系ゾーンの第1種農地からの変更をやろうとしておるわけなんですけども、新たな産業用地の開発に向けて、優良企業の誘致を積極的に行うべき、財政との協議を進めて、優遇制度も設置に検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、薑の工業系って、工業地域において3.何%しか、今、空いてないということと違いますか。ですね。だから、工業系ゾーンの話じゃなくて、今、市長、3.何%と言わはったんは、工業地域の話やと思いますねんけど。その辺はごっちゃにならんようにしてもらいたいと思っています。ほんで、なんせ、せやから、今、薑工業系ゾーンも新村工業系ゾーンも今、ゼロなんです、言うたら、来てもらっているところがね。ほかの市では、もうこうやって、ぱっと優遇制度一覧でざっと出てて、葛城市はこれがないんですよ、これ。白紙、ここね。やっぱりこれは、市長は多分トップセールスで行かなあかんと思って今、話をしているんですよ。だから、例えば企業のところに、言うたら、PRしに行くにしても、こういう優遇制度がきっちり整備されていますよというのと、武器も何も持たんと行くのとは、やっぱり市長のものすごいトップセールスの営業能力があればまた、それはまた違うのかもしれませんが、ほかの市でもやられていることは、やっぱりうちの葛城市でもできるんじゃないかなというところで思っておるわけでございます。それはちょっと検討していただくとい



うことなんですけども、これ、ぜひともやっていただきたいと思っています。こうやってばつと見たら、何かほんまに、この12市のあるうち、1市だけが、葛城市だけがないのはちょっと何か、あれかなと思っておるんですけど、そこをもう一つ、市長の言葉から力強い方針を出していただけないかなというところでございますけど、どうですか、市長。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員にお答えいたしましたように、現在葛城市においては、工業系ゾーンの用地確保をしようとしております。それができた段階での、誘致等につきましての優遇措置は考えていきたいと考えておりますが、今現在、誘致しをしておってもなかなか工業用地を実際に葛城市としては確保できないという現状がございます。ですので、まず、そちらのほうをクリアにした状態で、令和8年度に向けて、必要であれば、優遇措置等は検討してまいりたいと考えているところでございます。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** それは工業系ゾーンについてもうそうなんです。この優遇制度というのは、先ほども言うたように、葛城インターチェンジ付近で建てれるところの企業もございます、もちろん。そこだけの、工業系ゾーンだけで使えるメニューではないんです。せやから、一刻も早く、やっぱりこの制度をちょっと検討に入っていたら、やっぱり葛城市に行きたい、もうどこの市町も、言うたら、ここの道路、アクセス、ここがええよというのはもう言うているんです。言うてはりますよ、どこも、もうみんなそれですわ。せやけども、葛城市はやっぱりそこでほんだら何をPRしていくかというたら、まず同じ土俵に乗らなあかんのと違うかということで、僕は、今、提案をさせていただいているというところで、その辺、阿古市長、もうちょっと積極的に考えていただけたらというところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。もういいです。

それでは、引き続き質問をさせていただきたいと思えます。6月の本会議でも質問をさせていただきました部活動の地域移行についてですけども、その際にも提案していただいたように、まずは、行政、教育、体育協会、スポーツ少年団、民間スポーツクラブなどを交えて、協議をしていくことが必要というふうにお話をさせていただきました。この運動部活動の地域移行について現在の進捗というのはどのようになっておりますでしょうか。

**吉村副議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 教育部、西川です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現していくために、休日の運動部活動から段階的に地域移行を行うことを目的に、まずは令和3年度には、地域移行に関する実践研究を102市区町村において実施され、様々な受け皿があったことが報告されております。さらに、スポーツ庁と文化庁の有識者会議の提言により、令和5年から令和7年までを地域移行に向けた改革集中期間として設定され、それを受けて、自治体におきまして、休日の部活動移行実現に向けて、具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画を策定していく必要がございます。本市におきましても、段階的な実施に向けまして、協議会を設置し、受け皿等の環境整備、指導者の確保

等、本市の実情を鑑みての様々な課題の洗い出し、検証が必要であると考えておりますが、まずは、協議会設置に向けた準備室を設置し、検討を重ねていきたいと考えております。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。協議会設置に向けて動き出させていただくということで、理解をいたしました。本当にこれについては、国の方針でもございますし、期限というのも定められておるところでございますので、今年度内にはほんまにできるだけ設置できるように、早急をお願いをいたします。そこで、この協議会を進めていく上で、現在、この葛城市には部活動の地域移行の受け皿になり得る可能性がある民間のクラブというのはございますでしょうか。

**吉村副議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 現在スポーツクラブ葛城には17のクラブ教室がございます。また、指定管理でお願いしているスポーツクラブの体力づくりセンターもございます。スポーツ少年団は16団体ございます。野球やバスケットボール等の各種活動が行われております。今後指導者の育成、運動施設の確保等も検討課題の一つと考えており、調査してまいりたいと思います。

**吉村副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。先日、私、東京霞が関のほうまで足を運ばせていただいて、この課題について、スポーツ庁地域スポーツ課長という、まさに今、取り組んでおられる方と意見交換をさせていただきました。その際、板橋理事が、前の僕の質問ときにおっしゃっていただいた、国や県から具体的な方針とか通知がないので、市としても施策に至っていないということを率直に言いまして、そういうことで困っているんやということでお話をさせていただきました。そのときの言葉で、地方自治体に対しては、国からの指針や通達というのは次年度の今、概算要求が出されておるので、出し終わったんですけども、もう間もなく示されるということを聞いてきました。早速、先週、メールで課長のほうからいただきまして、それをもう教育部長のほうにも、お渡しをさせていただいているということでございます。

令和5年度における地域移行についてだけ、少し、その概算要求の話、国の動きを少し話しますと、地域スポーツクラブ活動体制整備事業というのがありまして、これについては、101億9,318万2,000円というのが、要求でつけられておりまして、これは前年度の予算額の7倍ぐらいの規模となっておりますということでございます。また、その事業内容についてなんですけど、この運動部活動の地域移行に向けた支援として、これは新規で、新規の事業として、今、予定をされているやつなんですけど、地域移行に向けた、支援のできるコーディネーターを、各市町村に全て配置をするというようなこととか、あとは、部活動とその地域のスポーツクラブの間を取り持たさせていただく役、そういうのを、この事業の予算につけられているというところでもございました。

あと、ほかの支援としましても、運営団体実施主体の整備充実や、指導者支援の体制整備、参加費用負担への支援という、今まで部活でやられてたお子さんとか保護者の方々については、言うたら地域のスポーツクラブに行くには会費がやっぱりかかりますので、その分を支援をしていこうかというようなことも要求の中に入っているということでございました。ま

た、それに伴って、この事業スキームとか活動体制の例というのでも示されておりました。

この課題については本当に地域によって、事情が違いますので、まずは何度も申し上げるとおり、協議会の設置というのを行っていただき、国からの支援もしっかりと享受しながら進めていっていただきたいと強く強く要望して、私からの全ての一般質問を閉じさせていただきたいと思います。いろいろとありがとうございました。

**吉村副議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

平成26年に、国において、東京一極集中を是正し、地方人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を底上げする地方創生政策が発表されました。その一丁目一番地の施策として、まち・ひと・しごと創生法が閣議で決定されております。これに伴い、地方公共団体自らが地域の実情に応じた、地方版総合戦略を策定することとなり、葛城市も、平成28年3月に、第1期葛城市総合戦略、令和2年3月に、第2期葛城市総合戦略を策定し、まちづくりの最上位計画となっています。今回の一般質問では、社会情勢が大きく変化していく中、突き抜けたアイデアとブレークスルーが、本当の意味で新たなまちをつくっていく起爆剤になるという考えの下、懸案である旧社会教育センター跡地の利活用を含めた、一風変わった提案を行っていきたいと思います。

では、これよりは質問席に移って続けますので、よろしく願いいたします。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** それでは、よろしく願いいたします。

まずは、具体的に提案に入っていく前に、私を含めて多くの人が感じているであろうことについて伺いたいと思います。何かと申しますと、旧當麻町と旧新庄町の2町が合併して、葛城市となり、今年で18年目を迎えました。当初掲げた様々な計画は、いまだに足踏みしているものも少なくありません。特に、公共施設のファシリティマネジメントを進める際によく聞こえてくる、旧新庄、旧當麻というこういった言葉、旧町時代の意識を引きずっている考え方が、いまだに多いことに驚いております。私は葛城市で育ちましたが、学生時代以降、20年弱を他府県の自治体で過ごした経験があります。この生まれ故郷の當麻町に帰ってきてすぐに葛城市となったわけなんですけども、ずっと葛城市に住み続けていらっしゃる方に比べて、ある種、冷静に行政の姿を見ております。

そのような状況で気になっているのが、先頃にも発表されましたが、葛城市の人口と世帯数の資料などに見られる大字の並び順なんです。何でこれ、五十音順でないんだろうか。素朴な疑問なんです。恐らく旧町時代の名残で、これまで疑問に思う方が少なかったのかもしれないんですけども、私のように、一度ほかの自治体に住んだ者とか、新たに葛城市に転入されてきた方々にとっては、この並びというのは理解に苦しむと思うんです。非常にささいなことなんですけども、こういったところに、知らず知らず、旧町の色分けが残っており、市民

の中に無意識に、旧新庄、旧當麻という枠組みが残り続けることで、行政の施策を行うに際しても、旧町のどちらかが優先されるのではないかと、そういう比較意識につながっているのではないかと思うんです。2町が合併して生まれた子どもは、今年で18歳、成人なんです。その子たちの意識の中には、旧新庄、旧當麻というのはなく、葛城市なんです。そういう単一の行政の意識を持っている方が、今後、割合がどんどん増えてまいります。これから真に1つの葛城市という自治体の姿を、まちづくりをつくっていくのは、やはりそういった方々です。そういう意味で、この旧町のしがらみというところは、できる限り今後、払拭していくほうが、今後のまちづくりについてプラスになるのではないかと考えるわけなんですけども、こういう細かいことに、やっぱり気を配っていく必要があると私も思うんですけども、この点についてまず、どう思われますか。

**吉村副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。旧新庄、旧當麻という表現がいまだに残っているということについては、認識しております。葛城市に自治会としての具体的な定めはございませんが、まちを示す単位としては、葛城市には44か所の大字がございます。それぞれの大字には特徴や特色があり、それが集合体となり、葛城市が成り立っているものと考えております。過去には、葛城市としては、看板などについては、旧町の表示をなくし、町から市になったことを市民に意識を持っていただけるような取組も行っていました。奥本議員おっしゃいました、大字の表示順の変更につきましては、行政内部のシステム上の改修作業が発生する問題もあります。また、大字の区長にもご意見を伺う必要があると考えます。いまだに旧當麻、旧新庄という言葉が出てくる背景に何があるのか、例えばそれが悪い意味で使用されている場合には、それを改善できるように取り組む必要があると考えます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** この旧新庄、旧當麻というフレーズなんですけども、今、今回進んでおります當麻庁舎の除却の際にもよく聞いた気がします。平成の大合併のときは、表向きの理由として、地方への権限と財源の移譲と言われておりますけども、実際には、今後の人口減少局面を見据えた行政事務の効率化にポイントが置かれております。葛城市では、現状で人口が微増にとどまっておりますけども、国の人口動態の基本データである国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、将来的に葛城市においても、人口減の局面に入っていくのは確実にとなっております。となると、避けて通れないのが、スリムな行政運営であり、中でも、維持に莫大な費用がかかる公共施設をどうするかという、避けて通れない問題が待ち受けております。このとき、旧町の意識というのが、あまり引きずり過ぎると、やはりその辺り、うまくまとまっていかないのではないかと思いますので、今後、適切な対応を、できたらお願いしたいと。その當麻、新庄という意識は、やはりふるさとを大事にするということにもつながって、大事なんですけども、市の将来設計という意味で、マイナスというのは出てくるとやっぱりメリットにはなりませんので、その辺りはうまく払拭できるように、それはお願いとし

て置いておきます。

ここで、若干話が横道にそれるんですけども、この将来的な、公共施設をどうするかということについて、参考となる資料を紹介したいと思います。内閣府がまとめる地方公共サービス改革の取組事例、これの平成27年9月の資料に紹介されているのが、さいたま市です。このさいたま市、公共サービスの基本として、2つの三原則、そしてそれぞれに3つの施策を制定しています。紹介しますと、1つ目の三原則、これはハコモノ三原則、内容として、1つ、新規整備は原則として行わない。総量規制の範囲内。2つ目、施設の更新、あるいは建替えは複合施設とする。3つ目、施設総量（総床面積）を縮減する。具体的に60年間で15%。2つ目の3原則として、インフラ三原則を挙げています。内容は、長寿命化を基本とし、1番目、現状の投資額、これは一般財源を維持する。2番目、ライフサイクルコストを縮減する。3番目、効率的に新たなニーズに対応するというものです。

葛城市の公共施設等総合管理計画や公共施設マネジメント基本計画、当麻複合施設整備基本計画等がありますが、残念ながら、これほど簡潔で分かりやすくはありません。公共施設の総量を縮減する議論においては、様々な意見が寄せられ、検討する膨大な時間と労力が必要となりますが、さいたま市のように単純化することも、1つ参考になるのではないかと思います。

話を戻しまして、今回の私の一般質問は、この公共施設の再編という考え方を社会教育センター跡地の利活用に絡めて、それこそ、複眼的な視点からのまちづくりを提案するものです。私は過去の一般質問において、道の駅周辺エリアを地域活性化の拠点として整備する提案を複数回行ってまいりました。特に、葛城市が直面する事業系税収の減収を補う効果も得られる、道の駅を核とした関係人口の創出と、その経済効果を総務省の示す計算式に当てはめて、具体的な試算を行い、にぎわいと経済活性化の拠点とする提案、そしてまた、社会教育センターの跡地活用策としては、P a r k - P F I の手法による民間事業者主導による敷地全体の再整備事業や、国の整備事業に沿ったサテライトオフィスの設置や、I C T企業の誘致を提案してまいりました。これらの提案に加え、今回の提案は、さきに申しました公共施設の再編、具体的には、庁舎の移転を含めたまちづくり、そして地域活性化の拠点としての整備という提案です。非常に突拍子もない案に聞こえるんですけども、これから順を追って説明してまいります。

その前に、まず、庁舎機能を持った施設の整備についての、これまで行われてきた協議の状況について確認しておきたいので教えてください。

**吉村副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

現在のところ、庁舎機能を持った施設の整備につきましては、方針などについては決まっておりませんが、本年7月に策定した複合化施設整備基本方針には、新庄庁舎の更新を迎える時点では、基本的には庁舎を1つに、を念頭に、再配置を検討する段階に至っております。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 庁舎については、既に旧当麻庁舎が解体に入っておりますが、将来的には庁舎を1つに再

配置の検討をされているということですので、これを前提に話を進めてまいります。

それでは、旧社会教育センターの利活用を考えていく上での論点を今回、5段階で整理してみました。これを順に追って説明してまいります。

この5段階とは、まず、1段階目として現状の認識。次に、2段階目として、課題の認識。続いて3段階目として、仮説の設定。それから4段階目として、その検証。そして最後に、その提案ということで、この5段階に沿って説明してまいります。

まず、社会教育センターの利活用を考えていく上での、1段階目の現状認識、これを挙げていきたいと思います。

まず、全ては網羅できないんです。主な点だけです。まず1番目、県がセンターの運用を停止した。2番目、それに伴い、センターが無人となった。3番目、葛城市から県の施設がなくなった。これが今の現状です。

そしたら、この現状認識を踏まえて、次の2段階目の課題の認識はどこにあるのか。特にこの課題に関しては現状の法律や制度が定めるルール等、すぐに解決できない点を主に挙げてみました。これは5点あります。

まず、1番目、県有財産であるがため、葛城市単独で処理できない。2番目、市街化調整区域にあり、用途転換が難しい。3番目、現状では活用方法が限られている。4番目、利活用に関する費用、コストをどう捻出するか。最後に、地元からも要望がありました、防犯上の懸念が発生している。大きくこの5つが、現状の課題として認識されているのではないかと思います。

そして次に、次の3段階目として、これを仮説の設定として、どういった解決策が有効であるかを考えてみました。これも5つあります。

まず、1番目、当然のことながら、県の施設なので、県への活用提案。これは荒井知事が葛城市に対して従来から求められておりました葛城市からの活用提案です。2番目、奈良モデルにのっとった、県も市もウィン・ウィンとなる提案。3番目、葛城市の将来設計である、まちづくりに寄与する提案。4番目、当然市民にとってメリットとなる提案。5番目、地域の活性化の拠点につながる提案。大きくこの5つが考えられると思います。

そして次に、4段階目として、検証として、この仮説設定が可能かどうかを考えていきたいと思います。最後の5段階目については、後ほど述べますが、まず、4番目の検証を進めてまいります。

まず、検証の1番目、市街化調整区域の用途変更について。まず、用途変更は、県の所管ではありますが、1つヒントがありました。奈良県発表の県有資産の売却等の状況についての最新データ、これ、今年4月1日に発表されております。それによりますと、県有資産、売却されたリストの中で、市街化調整区域であっても、行政施設や教育施設、病院に転用される事例が非常に多い。つまり、こういった用途への変更は比較的、用途変更のハードルが低いものと考えられます。

そして検証の2番目、これ、株式会社大和総研の調べによる資料なんですけども、同じ状況を全国の自治体でひもといた場合、時代の変化によって、存続が難しくなったハコモノや

商業施設、ホテルや研修施設、それをコンバージョンすることで、庁舎整備する事例が散見されます。新しく庁舎を建設するのに比べて財政負担を小さく抑えています。さらに、これ、加えて、耐震性や間取りに難がもしあるのであれば、當麻文化会館の複合化で提案されているようなリファイニングという手法も、有効となると思います。また、整備費用に関しても、民間資金や民間のノウハウを活用する方法、PPP/PFIの手法、特定目的会社SPCによる公的不動産活用など、様々な資金の調達方法があります。

そして、次、検証の3番として、奈良モデルにのっとった、さっき言いました県と市がウィン・ウィンになる提案、奈良モデルとの親和性について述べていきたいと思います。ご存じのように奈良モデル、荒井知事が進められております。これは市町村と連携したまちづくりの推進を目指すもので、まちづくりの段階に応じた県からの財政支援が受けられるんです。このまちづくりの類型には、実は10分類されておまして、10個言いますね。まず、駅、駅前、それから神社、お寺の参道、それから、城跡や古墳に加えて、伝統的町並みと、それから、庁舎等公共施設、そして公園、病院、インターチェンジ、空き家、農業、この10分類が、まちづくりの類型の対象とされております。

この中で注目すべきが、庁舎等公共施設なんです。この適用を受けているのが実は大和高田市、桜井市、五條市、庁舎が新しくなっています。これは県有資産を譲り受けて、新庁舎の移転を実現されているんです。奈良県も、やはり県有資産のファシリティマネジメントを進められております。利用見込みのない県有財産の勧誘、県有資産の売却を進めて、売却収益は新たな投資財源として活用にも努めるとしており、県有資産の適正管理及び保有総量最適化に向けて、小規模、老朽化した県施設の集約を進めておられます。つまり、県のファシリティマネジメント対象でもある旧社会教育センターを、庁舎等公共施設整備に充てるということは、この奈良モデルのまちづくりの類型そのものであると言えるんです。

また、昨年度、私、前議長とともに荒井知事を訪問をさせていただいた際、知事はおっしゃっていました。葛城市から提案があれば、県も応援しますよ。そういうことをおっしゃっていただきました。

以上を検証として、次、最後に5段階目の提案というのを申し上げたいと思います。提案の1番目、旧社会教育センターの利活用のアイデアとして、敷地の一部に庁舎を移転する。これによって奈良モデルとの整合性を果たし、奈良県の支援を受けやすくする。かつ、将来避けて通れない庁舎更新問題の解決にも寄与します。さらに、現在の手狭な庁舎では対応が非常に難しい、災害時の対応拠点としての活用も可能となります。

続いて提案の2、この広大な旧社会教育センターの跡地の活用については、これまで私が提案してまいりました、道の駅エリアと結んだにぎわいと経済活性化のエリアとしての整備にもプラスになると思っております。イメージとしては、奈良県庁のような、にぎわいのある観光地に行政機能があって、そこでは情報の発信もしやすく、市のイメージの向上にもつながると、こういった例は全国の自治体に多くあるんです。そういったところで、やはり葛城市のイメージアップにもつながっていくと。この旧社会教育センターの敷地への、こんだけ広大な敷地ですので、ここに庁舎だけというのはもう非常にもったいないので、やはりこ

れまで私が提案していたような、あるいは行政側のほうからもお話が出ているようですが、宿泊施設や民間資本の誘致も併せて実現するということが求められると思います。これを道の駅エリアと結ぶことで、例を言えば、伊勢のヴィソンというところへ行かれたことある方もいらっしゃると思います。それと淡路島のパソナ、この2つは今、この関西で一番人が集まる場所です。これ、実はそこに入っているアクアイグニスという施設があるんですけども、これも私、かなりもう数年前から注目してたんですが、癒やしと食の総合リゾートというのがコンセプトで、もともと湯の山温泉の菰野というところにあったんです。これは、社会教育センターの立地にも近くて、似てまして、なかなかこれ、もし誘致できれば非常にいいなと思っているうちに、伊勢にできて、今度淡路島にできましたけども、そういったちょっと注目されそうな企業というのに、うまくアプローチできれば、新たな展開が見込めるんじゃないかと思います。当然そこで、あれだけの広大なエリアで、横の移動を考えないといけません。これも以前私、一般質問で提案させてもらいましたけども、ここでレベル4の自動運転の電気自動車なんです。国土交通省で補助金もつけていますけども、これを特区申請が要るんですけども、うまくつなげれば、横の移動でそれを実現できると思います。事実ヴィソンではそれをもう、1人乗りですけども、電気自動車の運行というのをされております。

そして最後に、提案の3つ目として、そもそも地方創生、まち・ひと・しごとの人と仕事に関連するところです。教育関連施設の誘致を提案したいと思っております。先ほど申しましたように、内閣府が進める地方創生の基本は、まち・ひと・しごと創生にうたわれている、4つの基本目標と2つの政策なんです。これは、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するため、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。そして、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる。結婚・出産・子育ての希望をかなえる。ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。この4つの基本目標と、さらに、多様な人材の活躍を推進する、新しい時代の流れを力にするという、2つの横断的な目標に向けた政策がうたわれているんです。加えて、もうご存じのように、今、大人が新たな学びを得て個人の価値を高める、リカレント教育というのが注目されております。ちなみに、今、似たような言葉でリスクリングという言葉もありますけども、これは何が違うんか。ちょっと余談ですけども、どちらもその学び直しという意味なんですけども、リスクリングというのは、どちらかという与企业が主導で個人のスキル向上を目指す事業で、ここで言うのは、個人の意思で自分が学び直すというリカレント、そちらに注目しております。このリカレント教育で、個人レベルでスキルを高めて、国家の稼ぐ力にまでつなげたのが、実はシンガポールです。もう資源も何もない、人が財産だということで。同じことが、実はもう最近企業とか自治体レベルで、社員や住民にリカレントの機会を提供して、個人の収入の増大と地域経済の活性化につなげる事例が増えてきてるんです。

こういったことを社会教育センターでやってはどうか。そもそも旧社会教育センターというのは県の教育部局の財産なんです。だからここをリカレントの拠点として整備するのは非常に面白いと私、考えるんです。ただその場合、ノウハウが絶対要ります。そのノウハウの



一例で紹介しておきますけども、今、国の地方創生の支援を受けている全国に展開中の事業で、熱中小学校というのがあるんです。熱中小学校、これ、昔、我々が子どものとき、熱中時代という水谷豊のドラマがありましたけど、もともとはその熱中時代のロケ地となった山形県の学校なんですけども、それが廃校になって、その学校を再活用するところから始まった事業なんですけども、それが今、全国津々浦々とまでまだいきませんが、全国で30か所ぐらいのところまで、それがモデル化事業としてやっております。関西では和歌山県に1つと三重県か。奈良県はまだありませんけども、熱中小学校を誘致して、そこで、大人の再教育、たしかコンセプトは、7歳の頃に戻ろうか何かだったと思うんですけども、そういった形で、学び直しをして、新たな人生設計、あるいはそういう収入を得ていく、そこにつなげていきたい。それとそれプラスアルファ、そうじゃなくて、自分たちの生きる目的というのを見直すと、そういった施設なんです。そういうのがもし、それも誘致できれば、非常に面白い展開になるのではないかと。そういった総合的ないろんなことを考えた上で、社会教育センターというのは本当に広大な場所で、可能性も無限大にありますので。なおかつ道の駅、葛城インターチェンジもあることなので、観光は当然のことながら必要だと思うんですけど、それはもったいないと思いますので、こういう5つの段階を経て、活用提案を申し上げたわけでございます。では、これに基づいて、踏まえて、幾つか確認で伺っておきたいことがあります。

まず、今、現状で、この社会教育センターの跡地利用について、これ当然県の所有になりますので、県との話合いというか進捗、こういった状況なのかをお答えできる範囲で結構ですので、ちょっと教えてください。

**吉村副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

奈良県との進捗状況についてお答えさせていただきます。社会教育センターは、県が所有する施設である中で、これまで市がプロジェクトチームを立ち上げて、まちづくりの進め方について、その利活用を検討しているところです。進捗状況については、調査案件となっている総務建設常任委員会において説明させていただきますが、これまで、阿古市長が奈良県の荒井知事とも会い、旧社会教育センターエリアを含めた葛城インターチェンジ付近の可能性については、有効な場所であるということの確認を行いながら、社会教育センターエリアについて、葛城市と奈良県が連携して進めております。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。県との取組状況ですね。続きまして、そしたら、この現状の道の駅から旧社会教育センターエリアにおける葛城市のまちづくりの方針というか、それがどの程度まで検討されているか、これもお聞かせいただける範囲で結構ですので、教えてください。

**吉村副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。当該エリアにおける葛城市のまちづくりの方針については、道の駅かつらぎから、奈良県社会教育センターまでのエ

リアを、奈良県の中南和観光の玄関口として、広域的な連携で、にぎわいのあるまちづくりの拠点として検討を進めております。このエリアの活用につきましては、奈良県社会教育センターの所有者である奈良県と本市がしっかりと連携を取り、民間の力も借りながら、奈良県の中南和の拠点となるように、にぎわいづくりについて検討を重ねているところです。現在、奈良県とも、観光という大きな方向性としては一致しておりますが、スキーム等の課題について、引き続き協議を進めております。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。今、観光という言葉、先ほど私も申し上げましたけれども、観光というのは1つ、キーワードとなっているんです。観光を外して、地域の活性化はあり得ないと言われているぐらいに、観光が、まず、その重きを置かれている。かといって観光一辺倒ではなかなか地元に対する、いろんな経済波及効果というのも限られてあったりとか、一過性のもので終わってしまう可能性もあるので、総合的に、やはりその地域をどういうふうにし、まちをつくっていくかということの思考が必要ではないかと思うわけです。

今、先ほどのご答弁の中で、市長が荒井知事とお会いになって、連携を進めていくとのことでしたけれども、これまで、市長の口から将来の葛城市のまちづくりに関して、もう誰もが夢を持つような、わくわくするようなお話というのはあまり聞いた記憶が、私、ないんです。現実的などころを見ていらっしゃるかと思うんですけども、そういったところ、今回もプロジェクトチームを結成して、市全体で進めていこうという強い気持ちになられているということについては、非常に高く評価するわけです。それも踏まえた上で、今度県と一緒にやっていくというところの意気込みというか、本当にこういうまちにしたい、そういうことが、この場を通じても、市民の皆さんに、将来こういういいまちにしたいので、そこに住めるようにしようというような意気込みがあるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。市長、お願いします。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問ありがとうございます。公約として出しておりますので、その公約をご覧ください。ただ、市民第一のまちづくりで葛城市のまちづくりの方向性、夢をその中に入れておりますので、ご覧いただけたらと存じます。

以上でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 市長、残念ですよ。せっかくいいタイミングのチャンスを私、提供したつもりなんですけれども、公約見てください、公約見れない人はどうするんですか。ここは、今こそ市長の思いをぶつければいいところですよ。もうこういう話の展開になったので言わせてもらいますけれども、ふるさと納税もそうでした。私も一般質問であんだけ取り上げて、市長はふるさと納税のときも、制度に問題がある、懐疑的やからと、取り組まれませんでした。

(発言する者あり)

**吉村副議長** 奥本議員、一般質問の通告内容から外れないように、続いてよろしく申し上げます。

**奥本議員** ですから、やはり、今回、奈良モデルに対して、私、一緒に進んでほしいという思

いがあるんですけども。まず、そこに対して懐疑的になるんじゃないで、その趣旨に賛同して、やることはまずやってみる。その上で、葛城市の方向性を外れてあれば、一緒に歩まなくても結構です。ただ、最初はやはり、そういったことにチャレンジしてください。

最初に、そんな書面でやったこと、それだけでまちづくりを完結するんやったら、誰でもできます。やっぱりその都度情勢が変わるので、社会情勢も変わります。住んでる方も出入りがあります。それに応じて微調整もする。あるいはさっきも言ったように一番当初に言いましたけど、市の将来は、ほかの後追いしてても駄目なんです。ブレークスルーで新しいことをやっていかないと駄目。そのためには、まちづくりの志向として、やはり、夢を持った言葉で、伝えてほしいんです。今もこういう形で、外れているということを論点にされていますけども、私は思いません。やはり会社であっても、トップが夢を語る、それが重要なんです。市民にとって市長がやっぱりこう夢を持って語っていただける、そういう市でないとやはり、市は発展していかない。やっぱりこれからみんな葛城市を盛り立てていこう、さっきも申しました。もう18年たちました。18歳となった子どもたちは、葛城市しか知りません。葛城市がいいまちとなるようにまちづくりをお願いしたいと思います。これ以上言うと、ちょっと外れるということなので、このぐらいにして終わっときます。

以上で私の一般質問を終わりますけども、今後、道の駅を含めて、社会教育センターの跡地活用、この辺を含めて、いろんな市民の思いがこもっているということを知っていただけていると思いますけれども、私からもくれぐれも、その辺うまく、いい夢を見せていただきたいということをお願いして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**吉村副議長** 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。午後3時45分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後3時45分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは、2日間にわたりました本会議での一般質問、12の方がされました。非常に熱心にいろんな意見を理事者側にぶつけられたのであろうかと思えます。最終ということになります。ほぼ時間的には、1時間ぐらいご容赦いただきたいと思えますので、我慢していただきたいと思えます。

まず、私は2点について今回聞かせていただきます。市長も、人口のことについては、いろんな、5万人チャレンジとか、人口問題、人口のことについては、よくお話をされています。大変大切なところでございます。葛城市の人口動態についてということで、まず質問します。

2つ目ですけども、この9月議会、決算議会と言われるわけですけども、監査委員からの初日の本会議の中で、代表監査委員から、決算審査の講評等ございました。その中で、毎回毎回指摘というのものもあるわけですけども、今回、複数回にわたって監査委員から指摘をされ

ていること、2回以上、監査委員からこうすればいいんじゃないですかという指摘があることについて、理事者側はどのように対応されているのか、また、どのように今後されようとしているのかということについて質問してまいりたいと思います。

続きは質問席で行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**川村議長** 14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは、まず1点目、葛城市の人口動態ということについてお尋ねいたします。人口動態ということですから、人口はどのような動きをしているかということでございます。その前に、これを質問する前に、奈良県では今、どのようになっているのかというところでございます。奈良県では、ピークは平成11年144万人、人口がおられたと。今現在何人かというところ、約130万人。144万人から130万人を引くと、14万人がピーク時から減っている。奈良県のみならず、全国的に人口減少時代に入ったわけでございますから、それは理解できるわけですが、こういったところから話はちょっとずれてしまうか分からないけども、いろんなところで人口は減っている。14万人ってどれぐらいの数字かということ、香芝市と葛城市と御所市、葛城市を挟む香芝市と御所市と葛城市一緒に、人口全部がなくなった、減少したというぐらいが14万人になりますので、これは大変大きな人口減少であろうというふうに思います。そういったところから、荒井知事がいろんなものの広域というのを進められている。というのは、これは別の問題ですけども、そういう奈良県においても人口が減少しているという中で、我がまち葛城市はどうなんだというところら辺を、まずお尋ねをいたしたいというふうに思います。いろんな聞き方があろうかと思いますが、奈良県の状況というものについて、今、お話しさせていただきました。葛城市、先ほども質問の中で、誕生して18年という話が出ていましたので、葛城市が誕生してから現在に至るまで、先ほど申し上げているように奈良県で大幅に減少しているけど、葛城市はどうなんだと。微増とか増加とか、横ばいという話が出ていますけども、きちっとした数字でお答えを求めます。

**川村議長** 林本市民生活部理事。

**林本市民生活部理事** 市民生活部の林本です。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。葛城市における住民基本台帳によりますと、本市が発足いたしました平成16年10月1日当時の人口は3万5,513人であったのが、直近の令和4年8月1日現在の人口が3万7,729人となることから、この18年間で2,216人、伸び率で6.2%増加したことになります。年度ごとの推移では、本市が発足いたしました平成16年度末から令和3年度末までにおける、対前年度との比較では、平成21年度末から平成22年度末にかけてだけが減少しておりますが、それ以外におきましては全て増加している状況でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 我々の誇りにしてもいいと思いますよ。日本も減っている、奈良県も減っているという中で、葛城市、先ほどもありました、合併して新しいまちができたんだと。旧町時代のことを言わんとかうというような話もありましたけども、人口がこの18年間で2,216人増加している。これは、今のやり方も喜ばなあかんし、我々の先人にも喜ばなあかんし、また、この

地という環境にも喜ばなあかんと思います。

そんな中で全体としては、確かに増えてるんですけども、私は今回議論にしたいというのは、全部が増えてんのんか、地域別に見るとどうなんだというところら辺に入っていきたいと思います。聞きやすい方法で、大字別、区別、この辺をお話ししてもらいたいと思うんですけども、目立ったところで、一番増えているのはどこやねんと。逆に一番減っているのはどこやねんということで、まずお尋ねしたいと思います。1番だけを聞くのではなく、次点というんですか、1番がここで、その次はここですわんというぐらいのご回答をお願いします。

**川村議長** 林本市民生活部理事。

**林本市民生活部理事** ただいまのご質問ですが、この18年間における大字別での増減状況についてお答えをいたします。全体的に人口の増加している大字と減少している大字というのはほぼ同数となっております。議員ご質問の増加数、減少数の大きい順に、おっしゃいましたようにそれぞれ一番大きな大字、それと次の大字ということで、2か大字をお答えさせていただきます。

増加数が最も大きい大字、そちらは東室となっております、平成16年10月1日当時、388人であったのが、令和4年8月1日現在、1,209人となり、821人増加しております。

次に、2番目に多い増加数の大字ということで、北花内の、3,626人であったのが、4,123人となりまして、こちら497人増加しております。逆に、減少数が最も大きい大字、こちらは新庄となっております、平成16年10月1日当時、1,117人であったのが、令和4年8月1日現在、854人となり、263人減少しております。2番目もということですので、次に、兵家の、1,334人であったのが、1,076人となり、258人減少しております。ただし、大字によって人口規模に大きな差があることや、開発の状況、また、施設、企業などの立地状況により、大きく影響を受けることから、一概に増減数を比較するだけでなく、その点も鑑みる必要があると考えられます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** ありがとうございます。今、お答えいただいた中で、葛城市は、誕生してから約2,200人か、増えましたよ。ほんで、増えている大字が約半分ですよ。逆に減少しているのも半分あるんですよ。こういうことですね。約2,200人、葛城市が誕生してから増えたというけども、一番増えているのが東室の800人余り、821人です。北花内が497人。2,200人増えているけど、この2つだけで、1,300人ぐらい増えているわけですよ。集中して増えている。逆に、誕生して最も減少しているというのが、私の住む新庄なんですよ。これ、何でしょうね。前を見ても、理事者のほうにも、早田部長も森井部長も板橋理事も新庄で、後ろを見ても、15人中3人も新庄の者がいるのにもかかわらず、減っている。これは関係ない話だと思うけども。私は、何かいろいろこういった話も、一緒になってやってみたいと思っているんですけども。今は数で言いました。せやけども、もともと、新庄のほうも、約1,100人いたのが八百何人になったと。この減少というところら辺もこれから検証していかんあかんと思いますけども、ほかの小さな大字も葛城市にはあるわけですよ。こういっ

たところ、非常に減少というのが、先ほど理事の話にあったように半分は減ってんねんから、ほんなら、もともと分母の少ないところが何十人と減ったら、かなり大きく減るわけです。こういう問題というのは、人口ということについては敏感です。何度も言いますが、葛城市は横ばいか増えてますねんということだけにはとどまらず、半分は減ってますねんと。私は実際もう、今回それを言いたい。じゃあ、減っているところを今後どうするんだという、こういったまちづくりを、やっていかなければならない。答えは求めませんからね。それはもう現状だけを把握してさせてもらったら、それで結構です。じゃあ、本当に今、一番数で減ってるのは新庄やと。2番は、増えているところは置いておきましょう、今回。減っているところは新庄やと。その次が兵家とおっしゃったか。こういったところ、今後このまま例えば進んだとして、こういった問題が考えられるのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。人口が減少している大字において、今までと同様に推移した場合、10年、20年後の区別人口について、一般論で申しますと、仮に葛城市の人口が減少に転じることで、長期的には税収などの歳入の減少が見込まれる一方で、高齢化が更に進むことから、社会保障関係費等が増加し、更に行政コストが増加することが見込まれ、公共施設・インフラの老朽化への対応等が難しくなり、全般的に行政サービスの低下を招くおそれもあります。今後大字の中で人口減少が続くと、地域の担い手が不足し、農作業や生活道路の管理、冠婚葬祭などの大字機能を維持することが困難な状況になることが想定されます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** ありがとうございます。やっぱり減るといのは今、最後の言葉だけが印象に残りますけど、大字としての機能はなかなか果たせなくなる。これはもういろんなところでちょっとその兆候というのは葛城市でもあると思いますよ。兆候というぐらいのことで、具体的に何やというところら辺まで私も分からないですけども、やはり、増えているまち、人口というのは増えてますねん、どうですねんというのみならず、そういったところにも今後、目を向けていく体制づくりを私はお願いしたいと。そんな中で、まちを見てもみると、私も先ほどから申し上げている一番減っている新庄に住まいをしているわけですけど、やっぱり空き家というのは多い。この空き家の問題について、今、どのように把握されて、どのようにされようとしているのか。今の状況をお聞きします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの、藤井本議員おっしゃいました人口の減少が見られる地域の対策については、空き家対策が有効な施策であると考えられます。葛城市では、令和元年の空き家等実態調査において、411件の空き家がございました。その後の対応策としてNPO法人空き家コンシェルジュに空き家バンクの管理業務を委託するとともに、空き家予備軍を減らしていくための方策の検討や、地域にある空き家にまつわる課題を解決していくための相談を行っており

ます。空き家の利活用を促進することで地域に移住・定住してもらい、人口の増加の一助になることが想定されます。また、そのほかにも、葛城市が行っておる対策といたしまして、移住・定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、市内において自ら居住する住宅を取得した者に対し、住宅取得者に対する補助として、すむなら葛城市住宅取得事業がございます。よろしくお願いいたします。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** この件は現状を知っていただくというために質問しておりますので、今、空き家対策のことをお答えいただきました。411件、空き家というのがございますということです。この空き家というものを利用しながら、これからのまちづくりというものをやっていくということで、空き家の利活用ということを促進したいということでございます。これについては、期待もしているし、これを見たはる人もそう思っておられると思いますので、よろしくお願いいたします。

今、申し上げているように、何度も言いますが、減っているところが半分以上あるんだ、こういう認識を持って、私は今後、まちづくり、市長、副市長、理事者の人もお願いしたいと思います。葛城市は長いまちですけども、中を近鉄線が、線路が通ってます。尺土を中心にしてみると、線路より山側の反対側に全て、スーパーとかあるんですね。近鉄線より山側にはスーパーが、道の駅が頑張っただけで、ないというのが、私は葛城市の実態だと思います。それとは逆に、葛城市、教育のまちということですけども、2つの中学校、5つの小学校は、逆にこの線路よりも山側にあるんですね。そういった特性があるかと思います。そんなことを踏まえながら、どっちもやっぱりこれは魅力のあるところですので、そういったことを考えながら、これからのまちづくりというものに取り組んでいただきたい。打合せの中で、この第1番目は15分から20分ぐらいで終わりますということを書いていましたので、今のところ順調に進んでいるのかなというふうに思います。

それでは、2番目の、監査委員からの、いわゆる指摘事項についてと。これは、監査委員というのも、地方自治法改正により、いろんところで重要な部分が大きくなります。やらなあかんことも増えました。性急にやらんとあかんとか、これは、やったほうがええとか、今回聞こうとしてるのは、この決算監査で、講評というのをしているわけですね。講評してる中で、私も議会選出の監査委員、今、過去ここ5年間で3回ぐらいさせてもらってますけども、その中で、指摘をさせていただく、今回で言うと、一番初日にありましたように、何件か、代表監査委員の宅さん、非常に経験も豊かで、まちのことをよく考えておられる知識の多い方でございます。そこでどのようにおっしゃっているか、今後必要かつ適正な措置を講じていただくよう、要望したいというのが、何点かを述べられているわけなんです。これは毎年やっている、毎年やってる中で、この5年間を振り返ったときに複数回以上あるものについて、3点について、今度は私も監査委員という立場じゃなくて、議員という立場で、それを理事者に問うていきたいと、このように思っております。

まず、今回の本会議の中でも述べられましたけども、また、朝から谷原議員もおっしゃいました。下水道の話です。下水道は、令和2年度から、地方公営企業法と、公営企業会計と

いうもの変わったわけです。

まず、では、この地方公営企業法、公営企業会計に変わった、その原則ということについて、聞いていただいている方もおられると思いますので、お答えください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。よろしく願いいたします。

ご答弁申し上げます。地方公営企業の経費は、一般会計等が負担または補助すべき一部の経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされ、いわゆる独立採算制の原則が適用されます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、答えていただきました。令和2年度から、この地方公営企業法というのを適用しているわけです。しかし、来年から適用しますというて決まったものでもないし、5年でしたっけ、6年、ちょっと忘れちゃったけど、5年前か6年前ぐらいからこう変わりますよということで、準備を進められてきたわけですよ、国の指導というんかによって。令和2年度から変わったと。今、答えていただいたように独立採算制の原則というものが適用されるということで、せやから、今までの会計の中の特別会計に入って、これも特別会計の一つですけども、今の特別会計から独立採算制に変わったということでございます。その中で、独立採算制だから、経費分は、下水道料金、ここからの分で賄いなさいというのが、書いてある文章ですな。これが朝からの話もありましたけど、葛城市は非常に安いということでございますけども、では、その料金をお話しする前に、下水道で、経費でいっている分、それを下水道料金、市民から集金させてもらって、その分でどれぐらいの割合を回収しているんだと。経費回収率というんですか。このことについてお尋ねをしたいと思います。経費回収率が、経費のうち、市民から、これだけいただけてますねん。その数字を出していただくのと、もう一つ、もうついでに、その数字、他市ではどんなもんなのか。奈良県内、近くでいいです。周りの地域ではどんなもんなんだということをご答弁ください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。

まず、経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度、使用料で賄えているかを表した指標でありまして、100%を下回ると、必要な経費を使用料で賄えていないことを表します。計算式は、分子に下水道使用料、分母に汚水処理費から公費負担分を除いた金額に100を乗じて算出いたします。本市の経費回収率は、令和3年度で54.81%となっておりまして、この数値は、県内12市の中では一番低い数値となっております。一番高い市では、112.6%、葛城市を除く県内11市の平均は87.5%となっております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今ので、しっかり聞いていただいた人には分かっていたと思います。経費のうち下水道料金としてどれぐらい回収しているんだと。葛城市は、54.81%、約55%回収してありますよ。奈良県で、もうあの一番高い市、112%というのはちょっと私にも分かりにくいんですけども、葛城市、本市を除いて県内11市の平均はというと、87.5%、90%近くを下水



道料金で回収している、そういうことですよ。じゃあ、次行きます。その結果、朝、谷原議員にもお答えいただいたのと、また同じになるか分からないけども、復習の意味も兼ねて、下水道使用料、市民から徴収する料金、これについて、葛城市というのはどれぐらいの額で、県と比較するどうなっているのかということ、分かるようにご答弁ください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。一般的なご家庭で1か月20立方メートルをご使用になられた場合、下水道使用料は税込み1,760円となります。これは県内12市の中では一番安い金額となっております、一番高い市では3,080円、葛城市を除く県内11市の平均では2,647円となっております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、聞いてもらったので、分かっていたかと思うんですけど、非常に安いわけですよ。私は、この切り口は何かというと、監査委員がこのままでいいんですか、検討が必要ですよということを複数回に、今回もう2回目以上になるわけですけども、されているわけです。今、ご答弁いただいているように、切り口は何かというと、会計の制度が、地方公営企業の経営原則というものに変わったと。変わったにもかかわらず、今までと同じでやってるじゃないですかということが、監査委員もおっしゃっているわけですけども、私自身もそこら辺を今後どうするんですかと。このことをお尋ねをしておるところでございますけども、葛城市、私、水道料金が安いというのは分かるんです。山からの自己水があって、水が、自分のところの水があるわけです。だから水道料金は安い。また、傾斜もありますので、自然に流れるという地形的なメリットもある。だから、水道料金は安いけれども、下水道料金、確かに流れるのはあるか分からないけども、元があるわけと違うから、そんなに差のつくもんじゃないと思うんです。せやけども、この公営企業会計という会計の原則が変わったにもかかわらず、こうなっているということは、じゃあお金はどうなってんねんというところでですけども、これは一般会計から、補助金として、今までどおり、特別会計の時代からと同じように、繰入れという形をされているわけですよ、それでしかやっていけないわけですから。その現状を教えてください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。

一般会計からの補助金についてでございますが、令和2年度におけます一般会計から下水道事業会計への補助金は、収益的収入で5億6,221万9,000円、資本的収入で1億1,538万3,000円で、合計6億7,760万2,000円の補助金をいただいております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、説明にもございました、いわゆる独立採算制というたって、6億何ぼを補助金として一般会計から繰り入れて、それで、今、運営をしていると、葛城市は。もちろん、他の市町村も同じように繰入れはされておりますけども、その額が違うわけですよ。こんな中で、下水道料金、朝、説明あったかと思えますけど、ご説明されたと思えますけど、いろんな、

他市では改定もされていると思うんですね。葛城市は、誕生してからそのままの状態がずっと続いている。会計制度が変わろうとどうなろうと、ずっとそのままいつている。ここに問題があると思うんだけど、改定の状況、他市の、これ、分かる範囲で結構です。教えてください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。下水道使用料を改定された市を近い順に申しますと、大和郡山市が令和3年4月1日に、奈良市が令和2年4月1日に、桜井市が令和元年10月1日にそれぞれ改定されています。それ以前となりますと生駒市の平成25年4月1日となります。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 監査委員からの指摘というところから始まっていますが、他市とはかけ離れているというのが、もう数字をもって表れてますよね。これをこのまま続けていくんですか、考えてくださいよ。1回言うても変わらない。複数回、監査委員が言わはったと。ほんまにこのままいつて、5億円、6億円というお金、そんなやり方やって、私、昨日今日と一般質問でいろんなご意見、立派なご意見出てきましたやん。防災のことも多かった。もう、今日もいろんなことがあった。しかし、財政が不足してますねん、財政がしんどいですねん。こういう答えにしかならへんわけです。やっぱり変えていかんなんところは変えていかんなんと思ひます。正直に言ひまして、監査委員からの指摘ということですけども、私も、議員としても、これは見直していかんあかんと。全て市民の方の下水道料金から徴収しなさい、そこまて言わないけども、やっぱり奈良県の他市と大きく離れていると。こういう状況というのは、見直す必要あると思ひますけども、それについて、部長、答えれる範囲でお答えください。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ご答弁申し上げます。まず、下水道使用料を見直す際、重要となる一般会計からの補助金の在り方についてですが、企業債元金の償還が令和2年度から減少局面に入っており、平成29年度からは既に一般会計からの補助金も減少傾向にございます。加えて、補助金の中には公費により負担すべき費用見合い分も含まれていることなどを鑑みますと、慎重に考える必要があるかと存じます。しかしながら、経費回収率が54.81%と非常に低く、必要な経費を使用料で賄えていなくて、一般会計からの補助金に多くを頼っていることに変わりはないという状況を踏まえ、下水道使用料の段階的な改定も含め、見直しの時期に来ているかと考えます。本市下水道事業は地方公営企業法を適用し、3年目を迎えました、来年度には、法適用後初めての経営戦略の見直しを予定しております。その中で、下水道使用料の見直しについて慎重に検討をしていく必要があるものと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 見直す時期に来ているという上下水道部長のお考え、そして、私が申し上げているように、地方公営企業法になって3年目を迎えた。その中で、経営戦略の見直し、水道料金についても、検討してまいりたい、こういうことですね。市長、よろしいか、それで。違う。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 振っていただいてありがとうございます。行政というのは1つでございますので、最終的な判断は、行政のトップでして、それを議会でまたご審議いただくというシステムでございますので、事務方がどうであれというような答弁は本来はあってはいけないことでございます。私の考え方といたしましては、できるだけ、料金も含めまして、市民の皆さん方の負担は低くしたいという思いが大前提でございます。そして、サービスは高くしたいというのが私の市民第一の一番の根本の考え方でございますので、ただ、財政が許せば、全て、それをやりたいという思いは常にあります。ただ、その全体の財政のバランスをどのように取るのかということが、実は政治的判断であると私は考えております。ですので、1分野だけを取り上げてどうだ、高い安いという判断ではなく、全体としての議論をするべきだ、考え方を持つべきだというのが私の考えでございますので、議員ご指摘の監査委員からご指摘をいただいておりますが、それはあくまで行政内部としての監査でございますので、ある種、行政の事務方の判断に近いといえますか、意見であるという認識を持っておりますので、最終的にそれに色をつけるのは政治的な判断であると考えておりますので、そのことについてどうだというのは、行政内部でも議論を重ね、最終的には、決断があったときには、議員の皆様方に相談をさせていただくということだけは申し上げたいと思います。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 市長、お答えいただきました。また、組織ですから、部ともしっかりと話をされて、進めていただきたいと思っておりますけども。令和2年度から公営企業の会計の制度も変わっているというところら辺も含めて、今、答弁に入らなかったけども、やっぱり1つのきっしょというものもございますので、否定もされなかった。これから検討して行って、また、そのときは言うということでございましたので、それはご期待申し上げて、次に、進みたいと思いません。

次に、監査委員からの指摘についてということで、選挙事務所、これについてお尋ねしたいと思えます。今、もうここ数年の間に、期日前投票というのが非常に多くなりました。その中で、旧態依然として、多分半分近くまで期日前投票が進んでいると思うんですよね。これまた、お答えもいただきますけども。せやけども、当日の選挙事務所の数は、そのままであると。

**川村議長** 藤井本議員、選挙事務所じゃないですよ。

**藤井本議員** 選挙投票所。ごめんなさいね。ありがとうございます、議長。ちょっと文章作ってないもんで、頭の中でしゃべってたら、大変ご迷惑をかけているかなと思っておりますけども。投票所の数ですね。まず、葛城市、投票所の数がどうなっているかというような問題と、近隣市町村、これも一緒にお答えをいただきたいと思えます。

**川村議長** 安川総務部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 総務部理事の安川でございます。よろしく申し上げます。

葛城市の投票所は、合併前の両町の投票区を引き継ぎ、31投票区投票所を設置しております。それと、近隣の状況ということでございます。近隣市につきましては、香芝市は27投票

所、御所市は17投票所、大和高田市は22投票所、橿原市におきましては34投票所となっております。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、お答えをいただきました。葛城市、これは昔から當麻町、新庄町の時代からそのままやっている。葛城市、31投票所があるということですね。近隣からいうと比較的多いと。隣の香芝市は27投票所、御所市が17投票所、大和高田市が22投票所、橿原市が、10万人以上の都市ですけども、34投票所ということで、30を超えていると。葛城市とほぼ一緒やと。こういったところにもこれからメスを入れていかなあかんのと違うかというのが、監査の講評の中での、要望として出ているわけですよ。これを言うと、やはり、投票率が下がるのと違うかということも確かにあることはあるんですよ。だから、今回監査のほうでは、選挙権というものが18歳に引き下げられたと。また、期日前投票が多く増えたというところら辺で、ここも、見直したらどうですかと。これは選挙管理委員会で決められますから、選挙管理委員会でお話してください。ただ、選挙管理委員会だけの責任にするというのも、これはちょっと乱暴過ぎるかというふうに思います。選挙事務もやってはるわけですから。ここをしっかりと考えていただけたらというふうに思います。例えば、これだけ香芝市で、香芝市というのは人口7万人ぐらいですか。有権者数まで調べてませんが、香芝市で27投票所なわけですよ。そうやって減らすことによって、投票率が下がるのかいうと、これ、市議会議員選挙とか市長選挙というのは立候補者によってまた、変わりますけども、さきに行われた、今年7月に行われた参議院選挙を見てみると、葛城市の投票率56.01%で、市と言われる中で、12市ありますけど、これの平均が55.13%、もうほんま変わらへんわけです。ここは、これも経費の一つですから、これは考えたらどうですかと。何も減らせというのを一方的に言っているんじゃないです。3月やったか6月やったか、坂本議員が、東室はもうちょっと選挙投票所を欲しいと言うてはった。でも分からんことないですよ。1問目の質問で、東室がどっと増えてる。こういうふうにやっぱり見直していくという、そして、投票率も上げていくと。同じやってたって経費は出してんねんけども、投票率が、これもほかよりも10%ぐらい高いねんというのやったら、これはまた、これで評価したいと思いますけども、ここも、改めていつていただきたいと思うのですが、これについては、選挙管理委員会にお話を持っていつていただくというお願いしかできへんけども、持っていつていただけるでしょうか。

**川村議長** 安川総務部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 選挙管理委員会の中で、今、ご指摘いただいた件については、十分検討させていただいて、また理事者のほうにも、お話はさせていただくというところでございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 市長、これはこんでよろしいか。

**川村議長** 市長、答えられますか。

**藤井本議員** いやいやもうよかったら、もうこれで。同じやったら。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろんな立場の方からいろんな意見があると思います。ですから、総合的に、選挙管理委員会の中で、いろんな議論をしていただけたらと考えております。

仮に、定義の中ではたしか、それに代わった、もし何か投票の手法があるのであればというところまで、監査委員は触れていただいていたのかなというような記憶もございますので、ですので、いろんな手法の中で、議論を重ねていただけたらなど、選挙管理委員会の中で議論を重ねていただけたらなどと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 選挙管理委員会というものが有りますから、そこでお話ください。監査のほうでは、既存の投票所見直しという中で進めてもらいたいというのも1つですけども、高齢者に対して、移動投票というものとか、期日前投票は増えています。若い方は、18歳になりました。先般、松原市で先月末に市議会議員選挙をやっておられました。ちょっと知り合いもいたので、出向いたんですけども。あそこなんていうと、期日前投票所を何か所かつくって、駅前のゆめニティまつばら、あそこでも投票してやってますねんと。いろんなやり方があると思うんです。ぜひ、今までと同じでいくねんというのを変えてくれということですから、そこは監査の方がおっしゃっていることも踏まえて、複数ですから、よろしくお願ひします。

残り15分となりました。これ、15分が今日のメインイベントになるか分からないですけども、なぜメインイベントになるかという、今回は、敬老年金についてお尋ねをいたします。敬老年金は、監査のほうでも毎年毎年、検討すればどうですかと。3回、今回4回目になるんですか、一番多くお願ひをしているんですけども、お願ひを監査のほうにされているんですけども、全く動いてないと。内部的には動いているのは分からないですけども、その辺を残り15分を使ってお話を進めてまいりたいと思います。

聞かれている方、おられるかと思ひますので、まず、この敬老年金、知らん人も多いんです、意外と。これについての、いつ始まったとか、そういう簡単なレベルで結構でございますので、金額とか、この辺をお答へください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、敬老年金の事業についてでございます。敬老年金事業は、永年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬老の意を表すとともに、経済的に支援することを目的としております。内容につきましては、85歳以上の高齢者に月額5,000円、年額に直しますと、6万円を支給するものでございます。支給要件としましては、葛城市在住期間が1年以上の方で、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームに入所している方は除きます。また、この制度がいつから始まったかということでございますが、敬老年金事業は、昭和47年に旧新庄町で始まり、平成5年に現行の85歳以上月額5,000円の支給となり、平成16年の2町合併時には、旧當麻町で実施していた、年3,000円の敬老祝い金を廃止し、葛城市の事業として

統一しております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 昭和47年、新庄町で始まった事業であると。60歳を超えた私が10歳ぐらいのときですから、もう50年前ですね。皆さん方も、子どもの頃やった頃に始まった事業であると。それを今、85歳以上の方に月5,000円、年間6万円渡していると。こういう制度でございます。この指摘も、やっぱりいろんなところから原因もあるわけですが、昭和47年、今、申し上げてるようにかなりもう長い、昔の話ですね。当時と現在の環境の変化、平均寿命、どれぐらい違うというのを分かりやすくお答えください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 平均寿命についてでございますが、厚生労働省のホームページを確認いたしますと、敬老年金事業開始年であります昭和47年当時の平均寿命は、男性で70.5歳、女性で75.94歳でございました。また、令和3年の平均寿命は、男性が81.47歳、女性が87.57歳となっております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 当時と比べて、男性で11歳ぐらいですか、平均で。女性で、12歳ぐらいですか。平均寿命がこれだけ変わっている。いわゆる環境が変わっているというんですよね。ちょっと時間もあと10分余りになってきましたので、じゃあ、繰り返しますけど、85歳になられた方に、葛城市の施策として、私はこれは立派な施策と思うけども、この施策そのもので、大体どれぐらいの金額をお支払いしているのかということをお尋ねしたいと思っておりますけども、平成16年に合併したから、平成17年から、もう1年1年聞けないから5年置きぐらいで結構です。今現在と、その程度で結構ですので、お答えください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 葛城市制発足後の敬老年金の決算額の総額でお答えさせていただきたいと思えます。平成17年度の決算額3,980万円でございます。また、5年刻みということで、平成20年度につきましては、4,790万円。平成25年度、6,313万5,000円。平成30年度、7,487万円でございます。また、昨年度の令和3年度決算額でございますが、8,346万円となっております。また、本年度の令和4年度の予算につきましては、8,714万5,000円を計上しております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 分かりました。5年置きに説明していただきましたけども、合併当時は約4,000万円。これは葛城市独自に、補助金をもらっているわけじゃないから、葛城市の独自の制度ですから、4,000万円やったと。今現在、8,700万円になってますよと。今回、今年、代表監査委員がおっしゃったのは、もう、言うてる間に1億円超えますよと。やっぱり、この制度というものは、存続させたいというのであれば、何か見直すことというのが必要ですよと、こうい

うことで、お願いをされているところがございます。1億円、超えるものと推定されますと  
なっていますが、大体いつぐらいの予定をされていますか。もう、簡単にお答えください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** ご質問の、1億円を超える支給総額となる予測年度でございますが、令和8年度  
の予定と想定しております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** こういう制度、これは葛城市独自の制度だというふうに、ずっと今までから、議論もし  
てきたこともございましたけども、確認を取ります。全国を見て、これと同様に、市独自、  
また町、市町村独自で年金を出されているという町はどこかにありますか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 奈良県内で敬老年金と同様の事業を実施している自治体はございません。また、  
インターネットでの検索結果ではございますが、全国的にも同様の事業を実施している自治  
体はございませんでした。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** ちょっとここで、決算審査の講評の中で、監査委員がおっしゃったということなので、  
もし答えていただけるんやったら財政の担当の方から、これってどうなんやろうと、どのよ  
うにお考えなのか、答えれる範囲で結構でございますから、お答えをもらえるならば、お願  
いしたいと思います。

**川村議長** 米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。この敬老年金、本事業につ  
きましては、個別の施策となつてございます。担当部の方から、市としての考え方のほうを  
答弁させていただきますので、私の方からは控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 財政の方からは控えさせていただきます。さっき誰かの質問のときに、市長は財政と相  
談して、これから考えていきたいという、何やったかどうだか、私、忘れちゃったけども、や  
っぱり財政と相談しながら考えますわというのがあったから、財政も、ちょっとお答えいた  
だきたかったということですけど、そういうお答えだと。違ったら駄目ですからね。これは  
保健福祉部の方で、答えてくれと。保健福祉部、これを今後どないしたいねんということで、  
また、部長と市長とは違うか分かれへんけど、部長はどないしたいねんということでお答え  
ください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 敬老年金事業は、これまで、永年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対  
し、敬老年金を贈り、敬老の意を表すとともに、高齢者を経済的に支援することを目的とし  
て実施してまいりました。近年、対象者の人口増やコロナ禍などの理由により、口座振込も

増えてはきておりますが、民生委員が手渡しすることにより、生活の様子を含めた高齢者の把握や、地域のつながりを兼ねた事業としても活用しております。今後は、状況の変化を踏まえ、事業を継続して実施していくために、敬老年金がどうあるべきかにつきまして、監査委員が例示していただいていることを研究してまいりたいと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 部長の方では、監査委員が言っているの、踏まえて、このことについてどうあるべきかということの研究してまいりたいということでございます。ちょっとだけ、まだ5分あるんで、まだ5分なのかも5分なのかわからないけど、副市長にちょっとお尋ねしたいことがある。副市長に私がお尋ねしたいのは、監査委員のこういう意見を出すじゃないですか、これはこうしたらどうやと。先ほど市長は、監査委員の指摘も、行政内部の話だと、こういう答えやったわけですね。監査委員も一生懸命やられて出されている。先ほどから言っている、今回複数回出されているものを話しているんですけど、いわゆる監査委員からのこの指摘、講評の中での指摘というのと、理事者、監査委員も、今後必要かつ適正な措置を講じていただくよう要望しますということで出されているので、ちょっと難しいところはあるかと思うんですけど、この関係について、知識深い副市長、ここをどのようにお考えなのか。そうでないと、言えば、何ぼ出してもしまへんでというものでもないと思うけど、この辺をきちっと、この際、お答えいただけるんやったらいただきたいと思う。もう、ちょっとでいいです。市長にも答えてもらいますから。

**川村議長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 通告をいただければちゃんと調べていたので、ちょっと制度の正確性は分かりませんが、あくまで意見ということなんだと思っております。ただその意見というのは、はいはいということではなくて、しっかり聞きながら、最後は行政としてどう判断していくのかということのを判断していくものだろうと思っております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そういうことで、これからも、一生懸命出されているわけですから、それをフィードバックするというんか、これはやっぱり何らかの、この件は副市長が来られてから出ているわけですから、いい関係になるように、何らか、言うていただけたらと思います。

それでは、もう4回目の監査委員からの指示であるこの敬老年金、私、議員としては、これをここにも書いてあるように、継続するためには、やっぱり見直しが必要やと。継続したい。全国で1つやけどもしたいという気持ちも私も強いからお尋ねするんですけど、市長、ご答弁お願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 多分同じ答弁になると思うんですけど、私は敬老年金の金額、トータルの金額ではないと思っております。これが例えば2億円になっても3億円になっても、葛城市としてそのお金を捻出できるのであれば、別に問題は全くないと考えておりますので、金額が上がるからという議論ではなくて、それが葛城市の全体のサービスとしてどうなのかということやと考えております。ちなみに、これ、前回と答弁が違うといけませんので、令和4年3月11日の厚



生文教常任委員会での私のフリートークの答弁でございましたけども、行政といたしましては、私の市政の一番のところは市民第一という大きなくりで申し上げる場合がございますけども、その中の1つにも、高齢福祉も当然のことながら入っております。ですので、世代間のバランスでありますとか、財政でありますとか、総合的な判断が加わってまいります。もし財政が許すのであれば、全世代の方々に最高のサービスを提供したいという思いは常にあります。ただ、その限られた財源の中でどう配分するのかということにつきましては、常にその時代時代のシチュエーションであり、背景なり、財政なり、全ての総合トータルの中で、時代背景の中で変化していくべきものやと認識をしております。今もその考え方は全く変わっておりません。監査委員の意見も、慎重に深く受け止めながら、議員皆様方の意見も深く受け止め、行政を運営したいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** それだけの強い意思があるのであれば、それはそれで市長、しっかりやってくれはったらいいと思います。最後の1分になりましたけども、これは県が発行している、財政指標にみるあなたのまちの財政状況、令和2年度版、今、令和3年度の決算をやってますから、一番直近で令和2年度ですけども、いろんな比率がございます。これをいろんな比率の中で、一番最初に出てくるのは市町村の経常収支比率というのが、もう、こういう比率とか出るときにいつも出てきます。葛城市、今、令和2年度で、どういう状況になっているか。もう率を言っても、経常収支率97.9%、順位が、全国の市町村1,741中、1,741のうちの1,625位。これを知った上で財政が許すのであれば、私は、この1,741中1,625位、ここはやっぱり考え直すべきだと思いますよ。せめて、香芝市や生駒市のように、半分ぐらいのところら辺まで俺は持っていくねんというぐらいの意気込みを持って、かじ取りをやっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**川村議長** 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月22日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日8日から16日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時47分